



無配当一時払生存給付金付特殊養老保険

ご契約のしおり—約款

————— • 2026年10月作成 • —————

BESTパートナー
大樹生命
日本生命グループ

この冊子の構成

この冊子は、次の3つの部分に分かれています。

ご契約のしおり

ご契約について知っていただきたい重要な事項（保障内容、保険金等をお支払いできない場合、諸手続き等）をわかりやすく説明したものです。

約 款

ご契約についてのとりきめを記載したもので、普通保険約款と特約条項があります。

諸利率および お取り扱いの範囲

ご契約に適用される諸利率、および、ご契約内容変更等のお取り扱いの範囲（減額後の最低保険金額等）について、その一部を一覧形式にて記載したものです。

- ・「ご契約のしおり」「諸利率およびお取り扱いの範囲」に記載のお取り扱いの範囲は、本冊子作成年月現在のものであり、今後変更することがあります。
- ・実際のお手続きの際には、その時点で当社が定めている利率およびお取り扱いの範囲が適用されます。

当社へのご連絡やお手続き

●次のような場合には、当社の職員または大樹生命お客さまサービスセンターにご連絡ください。

- ◆ 保険金等を請求するとき
- ◆ 改姓、改名されたとき
- ◆ ご契約者を変更するとき
- ◆ ご住所を変更されたとき
- ◆ 受取人を変更するとき

大樹生命お客さまサービスセンター

フリーダイヤル 0120-318-766

平日 9:00～18:00（土・日・祝日・年末年始を除く）

もくじ

主な保険用語のご説明	3
------------------	---

ご契約のしおり

I. ご契約にあたって

1 市場価格調整について	9
2 生命保険募集人について	10
3 現在契約している保険契約の解約・減額等を前提とした 新たな保険契約のお申し込みについて	11
4 現在のご契約内容の見直しをご検討の方へ	12
5 お申し込みのお手続きについて	13
6 保障の責任開始時について	14
7 クーリング・オフ制度（ご契約申し込みの撤回等）について	15

II. 特徴としくみ

1 楓 ^{かえで} ロードについて	18
(1) 特徴	18
(2) しくみ	19
2 予定利率等について	20
3 お客さまにご負担いただく費用について	21

III. 保障内容について

1 無配当一時払生存給付金付特殊養老保険	23
2 災害保障付終身保障移行特約	24
3 年金支払特約	27
4 指定代理請求特約	28

IV. 保険金等のお支払いについて

1 保険金等の請求方法について	32
2 保険金等のお支払い期限について	33
3 保険金等をお支払いできない場合について	34

V. ご契約後について

1 解約と解約返戻金について	36
(1) 解約のお取り扱い	36
(2) 解約返戻金について	36
(3) 主契約の解約返戻金額の計算について	37
2 減額について	41
3 ご契約の消滅時の保険料のお取り扱いについて	42
4 被保険者によるご契約者への解約の請求について	42

5	死亡保険金受取人によるご契約の存続について	43
6	保険金・生存給付金の受取人の変更について	44
7	受取人・住所等の変更に伴う諸手続きについて	45
8	生命保険と税金について	46

VI. その他生命保険に関するお知らせ

• 株式会社について	48
• 個人情報のお取り扱いについて	49
• 「支払査定時照会制度」に基づく他の生命保険会社等との 保険契約等に関する情報の共同利用について	51
• 保険会社の業務又は財産の状況の変化による保険金額等の削減について	52
• 生命保険契約者保護機構について	53

約款

無配当一時払生存給付金付特殊養老保険普通保険約款	59
災害保障付終身保障移行特約	74
指定代理請求特約	85

諸利率およびお取り扱いの範囲

諸利率およびお取り扱いの範囲	92
(1) 諸利率	92
(2) お取り扱いの範囲	93

主な保険用語のご説明

あ

いちじばらいほけんりょう
一時払保険料
そうとうがく
相当額

一時払契約のお申し込みの際にお払い込みいただくお金のことで、ご契約が成立した場合には一時払保険料に充当されます。

か

かいやくへんれいきん
解約返戻金

ご契約を解約された場合等に、ご契約者にお払いもどしするお金のことで

かいやくへんれいきん
解約返戻金
けいさんきじゅん び
計算基準日

解約返戻金額を計算する際に基準となる日のことで、完備された解約の請求書類が当社に着いた日となります。

きほんほけんきんがく
基本保険金額

保険金の支払金額の基準となる金額のことで、一時払保険料と同額となります。ただし、基本保険金額が減額されたときは、減額後の金額をいいます。

けいやくおうとう び
契約応当日

契約日後にむかえる契約日に対応する日（契約日に対応する日のない月の場合は、その月の末日）のことをいいます。また、年単位の契約応当日といったときは、各年ごとの契約日に対応する日を指します。

けいやくしゃ
契約者

当社と保険契約を結び、ご契約上のいろいろな権利（契約内容変更の請求権等）と義務（通知義務等）を持つ人のことをいいます。

けいやくねんれい
契約年齢

契約日における被保険者の年齢をいいます。また、被保険者の年齢は満年で計算し、1年未満の端数については切り捨てます。なお、ご契約後の被保険者の年齢は、年単位の契約応当日ごとに契約年齢に1歳を加えて計算します。
（例）ご契約時に44歳7か月の被保険者の契約年齢は44歳となります。

けいやく び
契約日

契約年齢や保険期間等の計算の基準となる日をいい、ご契約を締結する際の責任開始の日と同日となります。

さ

しじょう か く ちょうせい
市場価格調整

市場金利の変動に応じた運用資産の価格変動を解約返戻金額に反映させることをいいます。

しはらいじゆう
支払事由

約款であらかじめ定めた、保険金等をお支払いする事由をいいます。

しゅけいやく
主契約

主たる保険契約のことをいい、その契約内容は主約款に記載されています。

しゅやっかん
主約款

主たる保険契約の普通保険約款のことをいいます。

せいそんきゅうふきん
生存給付金

保険期間中の年単位の契約応当日の前日の満了時に被保険者が生存されているときに、お支払いするお金のことです。

さ	せきにんかいしじ 責任開始時 (責任開始の日)	ご契約の保障が開始される時を責任開始時といい、その責任開始時を含む日を責任開始の日といいます。
	せきにんじゅんびきん 責任準備金	将来の保険金等をお支払いするために、一時払保険料の中から積み立てられるものをいいます。
た	とくやく 特約	主契約の保障内容を更に充実させる目的や、主契約と異なる特別なお約束をする目的で、主契約に付加するものです。
は	ひほけんしゃ 被保険者	その人の死亡・生存等が保険の対象となる人のことをいいます。
	ほけんきん 保険金	被保険者が死亡されたとき、満期を迎えられたときにお支払いするお金のことです。
	ほけんきんうけとり 保険金受取人	保険金を受け取る人のことをいいます。
	ほけんしょうけん 保険証券	ご契約の保険金額や保険期間等のご契約内容を具体的に記載したものです。
	ほけんりょう 保険料	ご契約者にお払い込みいただくお金のことです。
ま	めんせきじゆう 免責事由	約款であらかじめ定めた、死亡保険金等をお支払いできない事由をいいます。支払事由に該当した場合でも免責事由に該当したときは、死亡保険金等をお支払いできません。
や	やっかん 約款	ご契約についてのとりきめを記載したものです。
	よていりりつ 予定利率	ご契約の責任準備金を積み立てる際に適用する利率のことです。

[illegible]

[illegible]

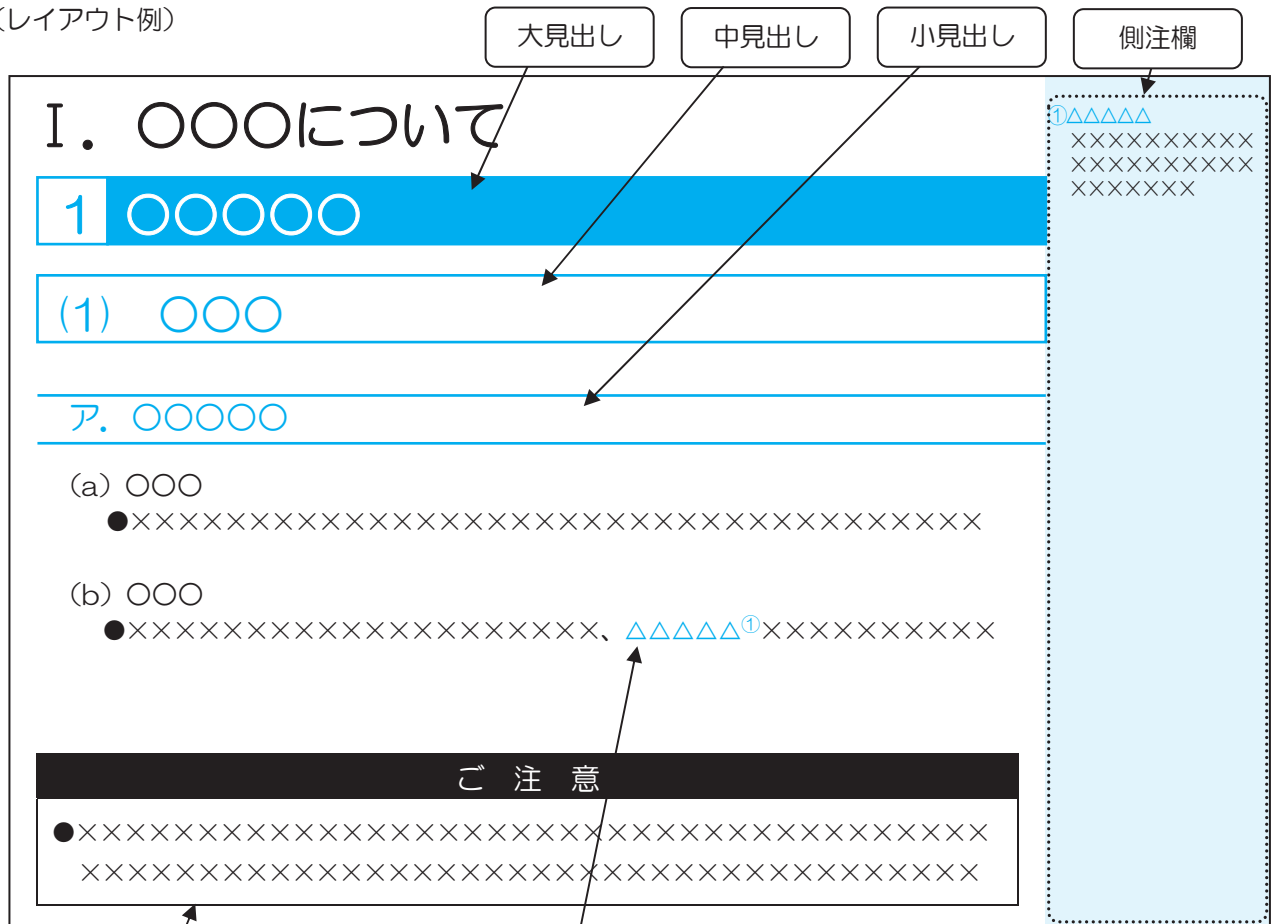
ご契約のしおり

「ご契約のしおり」は、ご契約にあたってご確認ください事項およびご契約についての大切なことがらを説明したものです。

「約款」とあわせてぜひご一読され、ご契約内容を正確にご理解いただきますようお願いいたします。

●ご契約のしおりでは、次のようなレイアウトで記載しております。

(レイアウト例)



特にご注意いただきたい点等を記載しています。

青字で丸数字を付した用語については、側注欄にて補足説明を行っています。なお、同じ「中見出し」の中で複数箇所記載されている用語については、最初の用語に対してのみ、青字および丸数字を付しています（「中見出し」のないものは「大見出し」単位で青字および丸数字を付しています。）。)

I. ご契約にあたって

①市場価格調整
「V.1 解約と解約返
戻金について」参照

1 市場価格調整について

- この保険の解約返戻金額は、[市場価格調整①](#)の影響により増減します。
- 市場価格調整とは、市場金利の変動に応じた運用資産の価格変動を解約返戻金額に反映させることをいいます。
- 主契約の解約返戻金額を計算する際、解約返戻金計算基準日の市場金利に応じて計算される運用資産の時価と、ご契約に適用されている予定利率によって計算される責任準備金額との乖離^{かいり}を調整しますので、解約時の市場金利に応じて解約返戻金額が増減します。
- 市場価格調整による解約返戻金額の減少により、解約返戻金額が一時払保険料を下回ることがあり、損失が生ずるおそれがあります。

2 生命保険募集人について

ア. 保険契約締結の「媒介」と「代理」

- 生命保険募集人が保険契約締結の「媒介」を行う場合は、保険契約のお申し込みに対して保険会社が承諾したときに、保険契約は有効に成立します。
- 生命保険募集人が保険契約締結の「代理」を行う場合は、生命保険募集人が保険契約のお申し込みに対して承諾をすれば、保険契約は有効に成立します。

イ. 当社の生命保険募集人

- 当社の生命保険募集人（募集代理店を含みます。）は、お客さまと当社の保険契約締結の「媒介」を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約はお客さまからのお申し込みに対して当社が承諾したときに、有効に成立します。また、ご契約の成立後にご契約の内容を変更される場合にも、原則としてご契約内容の変更に対する当社の承諾が必要となります。

（例）当社の承諾が必要なご契約内容変更のお手続き

・ご契約者の変更 ・特約の中途付加 等

3 現在契約している保険契約の解約・減額等を前提とした新たな保険契約のお申し込みについて

現在のご契約（当社以外で加入している保険契約を含みます。）の解約・減額等を前提とした新たな保険契約のお申し込みをされる場合、一般的に次の点について、ご契約者にとって不利益となります。

- 多くの場合、解約返戻金は、お払い込みいただいた保険料の累計額より少ない金額となります。特に、ご契約後短期間で解約されたときの解約返戻金は、まったくないか、あってもごくわずかです。
- 一定期間の契約継続を条件に発生する契約者配当の請求権等を失う場合があります。
- 現在のご契約を解約・減額された場合、更新されなかった場合等は、新たな保険契約のお取り扱いにかかわらず（例えば新たな保険契約が解除となった場合においても）、元に戻すことはできません。
- 詐欺によるご契約の取消の規定等について、新たなご契約の締結にあたっての詐欺の行為が適用の対象となります。

4 現在のご契約内容の見直しをご検討の方へ

①リレー割引

転換前契約の責任準備金額から解約返戻金額等を差し引いた金額の全部または一部を原資として、転換後契約の解約返戻金のない特約の保険料の割引を行う制度です。

I. ご契約にあたって

現在のご契約内容の見直しには、次のような方法がご利用いただけます。

	契約転換制度	特約中途付加	追加契約
特 徴	保障額の見直しと同時に保険の種類や期間、付加する特約等を総合的に変更することができます。	ご契約の保障内容や保険期間は変えずに、特約を中途付加することができます。	ご契約はそのまま継続し、そのご契約とは異なる内容で保障を充実させることができます。
しくみ	当社のご契約を下取りし、その解約返戻金や契約者配当金等（転換価格）の新しいご契約の一部への充当や、その責任準備金額から解約返戻金額等を差し引いた金額の全部または一部を原資としたリレー割引 ^① を行う方法です。	当社のご契約に特約を新たに付加して保障を広げる方法です。	ご契約に追加して、別の新しい保険にご契約いただく方法です。ご契約は2件になります。
図 解			
現在のご契約	消滅します。	継続します。	継続します。
保険料	契約転換制度ご利用時の被保険者の年齢、保険料率により保険料を計算します。リレー割引が可能なご契約については保険料が割り引かれます。	特約中途付加日における被保険者の年齢、保険料率により中途付加する特約の保険料を計算し、現在のご契約の保険料に加えてお払い込みいただきます。	新しい保険の契約日における被保険者の年齢、保険料率により新しい保険の保険料を計算し、現在のご契約の保険料とあわせてお払い込みいただきます。

- ご契約内容の見直し後の保険料は、ご利用いただく方法によって異なります。
- いずれの方法をご利用いただく場合も、原則としてあらためて告知または診査が必要になります。健康状態によってはご利用いただけない場合もあります。
- ご契約内容の見直しには上記以外にも、当社のご契約を2契約に分割し、一方のご契約を残したまま、他方のご契約を下取りし、新しいご契約の一部への充当や、リレー割引を行う「契約分割転換制度」があります。

ご 注 意

- ご契約の種類や内容によっては、ご利用いただけない場合や所定の条件を満たすことが必要になる場合があります。詳細は、当社の職員または大樹生命お客さまサービスセンターにおたずねください。

5 お申し込みのお手続きについて

ご契約のお申し込みに関するお手続きには、情報端末等による方法および書面による方法があります。

ア. 情報端末等によるお申し込みの場合

- 当社所定の情報端末等に表示されたお手続き画面にご契約者および被保険者ご自身で正確にご入力ください。その際は入力内容を十分お確かめのうえで、情報端末等の画面上の所定の欄にご署名をお願いします。
- ご契約後の諸手続きにあたって、画面上の署名の筆跡と照合し、本人確認を行う場合があります。
- ご契約者が法人の場合等、情報端末等による方法をお取り扱いできないことがあります。

イ. 書面によるお申し込みの場合

- 申込書は、ご契約者および被保険者ご自身で正確にご記入ください。ご記入後は内容を十分お確かめのうえで、ご署名（法人の場合は記名押印）をお願いします。
- ご契約後の諸手続きにあたって、申込書の名義欄の筆跡と照合し、本人確認を行う場合があります。

ウ. 告知について

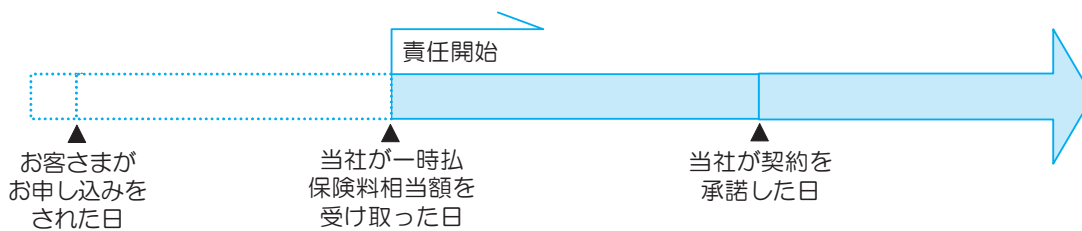
- この保険は、ご契約の締結にあたって、健康状態等についての告知は不要です。

ご 注 意

- 当社の担当職員または当社で委託した確認会社の確認担当者が、ご契約のお申し込み後、ご契約のお申込内容等について確認を行う場合があります。

6 保障の責任開始時について

お申し込みいただいたご契約について、当社がお引き受けすることを承諾した場合には、一時払保険料相当額を受け取った時から、保険契約上の責任を負います。



- 責任開始の日が、契約日となります。
- 一時払保険料相当額を当社が指定する金融機関の口座へお払い込みいただいた場合には口座に着金した日を、また、デビットカードを利用してお払い込みいただいた場合には保険料のお払い込みのお手続きが完了した日を「当社が一時払保険料相当額を受け取った日」としてお取り扱いします。

ご 注 意

- ご契約をお申し込みいただいた後に、一時払保険料相当額をお払い込みいただく必要があります。

7 クーリング・オフ制度（ご契約申し込みの撤回等）について

申込者またはご契約者は、ご契約の申込日または「特に重要な事項のご説明（注意喚起情報）」を受け取った日^①のいずれか遅い日からその日を含めて8日以内であれば、電磁的記録または書面でのお申し出により、ご契約のお申し込みの撤回またはご契約の解除（以下「お申し込みの撤回等」といいます。）をすることができます。

- お申し込みの撤回等があった場合には、お払い込みいただいた金額を全額お返しいたします。
- 次の場合には、このお取り扱いはできません。

- ・ご契約者が法人の場合
- ・ご契約の内容変更（特約の中途付加等）の場合

ア. 電磁的記録でのお申し出の場合

- 当社では、電磁的記録でのお申し出の主たる窓口として、大樹生命ホームページをご案内しております。
- 上記の期間内に、大樹生命ホームページ（<https://www.taiju-life.co.jp/>）の「クーリング・オフ受付」にアクセスしていただき、画面に従ってお手続きをしてください。

イ. 書面でのお申し出の場合

- お申し込みの撤回等の意思を書面に明記し、申込者またはご契約者のお名前（自署）、住所、取扱営業部および取扱者名をご記入のうえ、必ず郵便により上記の期間内（8日以内の消印有効）に取扱営業部または本社宛お送りください。

<お申し込みの撤回等の書面記入例>

大樹生命保険株式会社 宛

私は、下記の契約の申し込みを撤回します。

申込日 〇〇年〇〇月〇〇日
申込者（契約者） 〇〇 〇〇
取扱営業部 〇〇営業部（〇〇営業室）
取扱者名 〇〇 〇〇
申出日 〇〇年〇〇月〇〇日

住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇-〇
お名前（自署） 〇〇 〇〇

（大樹生命本社宛郵送の場合の宛先）

〒277-8655 千葉県柏市東上町8-18 大樹生命保険株式会社 契約・医務グループ

①「特に重要な事項のご説明（注意喚起情報）」を受け取った日

大樹生命マイページ（お客さま専用のWebサイト）でのお受け取りを選択された場合は、「特に重要な事項のご説明（注意喚起情報）」等が大樹生命マイページへ保管された旨およびクーリング・オフ制度についてのご説明が記載された電子メールを受け取った日とします。

[illegible]

This image shows a single sheet of white paper with horizontal blue or grey ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. At the top left corner, there is a faint, light blue watermark that reads "MEMO". The paper appears to be part of a notebook or binder, as suggested by the dark binding visible along the right edge.

Ⅱ. 特徴としくみ

1

かえで

楓ロードについて

(1) 特徴

〈1〉 死亡保険金または満期保険金をお支払いします。

- 被保険者が保険期間中に死亡された場合は、死亡保険金をお支払いします。
- 被保険者が保険期間満了時に生存されていた場合は、満期保険金をお支払いします。

〈2〉 死亡保険金の最低保証額と満期保険金額は、基本保険金額と同額です。

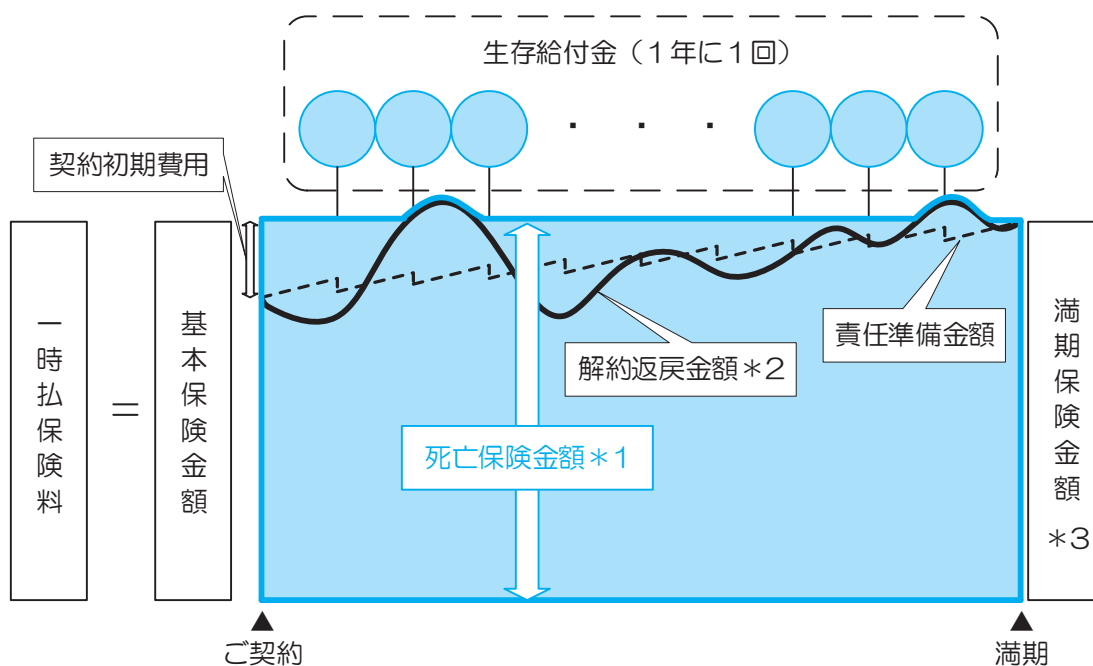
〈3〉 年に1回、生存給付金をお支払いします。

- 保険期間中の年単位の契約応当日の前日の満了時に被保険者が生存されていた場合は、生存給付金をお支払いします。

〈4〉 保険料は、一時払でお払い込みいただきます。

〈5〉 この保険には、契約者配当金はありません。

(2) しくみ



①被保険者が死亡された日の解約返戻金額
被保険者が死亡された日を解約の請求書類が当社に着いた日とみなして計算した金額のことをいいます。

*1：死亡保険金額は、基本保険金額（被保険者が死亡された日の解約返戻金額^①が基本保険金額以上の場合は、解約返戻金額に相当する金額）となります。

*2：解約返戻金額は、市場価格調整の影響により増減します。

*3：満期保険金額は、基本保険金額と同額となります。

この保険商品における主契約の約款上の名称は「無配当一時払生存給付金付特殊養老保険」です。また、この保険商品における主約款の名称は、「無配当一時払生存給付金付特殊養老保険普通保険約款」です。

2 予定利率等について

予定利率は、指標となる金利を基礎に設定されるもので、ご契約の責任準備金を積み立てる際に適用される利率のことです。

ア. 主契約の予定利率

- 適用する予定利率は、ご契約時に定めます。
- 主契約の責任準備金額^①は、一時払保険料から保険契約の締結等にかかる費用^②を控除した金額につき予定利率によって計算された金額から、保険契約の維持、死亡保障等にかかる費用^③を毎月控除した金額となります。

イ. 災害保障付終身保障移行特約の予定利率と積立利率

- 適用する予定利率は、終身保障移行日^④に定めます。
- 終身保障移行部分^⑤の責任準備金額（積立金額）は、災害保障付終身保障に移行時の積立金額につき予定利率によって計算された金額から、終身保障移行部分の維持、災害死亡保障にかかる費用^⑥を毎月控除した金額となります。なお、この金額は、災害保障付終身保障に移行時の積立金額につき終身保障移行日における積立利率によって計算した金額と同額となります。

ウ. 年金支払特約の予定利率

- 適用する予定利率は、第1回年金支払日^⑦に定めます。
- 年金開始日以後の責任準備金額は、年金原資額につき予定利率によって計算された金額から、年金の維持・管理にかかる費用^⑧を毎月控除した金額となります。

①責任準備金額

生存給付金等をお支払いする場合は、支払金額に応じた責任準備金額が取り崩されます。

②保険契約の締結等にかかる費用

「Ⅱ.3 ア.契約初期費用」参照

③保険契約の維持、死亡保障等にかかる費用

「Ⅱ.3 イ.保険契約関係費用」参照

④終身保障移行日

⑦第1回年金支払日

主契約の保険期間満了の日の翌日とします。

⑤終身保障移行部分

災害保障付終身保障移行特約を付加することにより、満期保険金を災害保障付終身保障の積立金に充当して、災害保障付終身保障に移行した部分のことをいいます。

⑥終身保障移行部分の維持、災害死亡保障にかかる費用

「Ⅱ.3 ウ.災害保障付終身保障に関する費用」参照

⑧年金の維持・管理にかかる費用

「Ⅱ.3 エ.年金に関する費用」参照

3 お客さまにご負担いただく費用について

この保険において、お客さまにご負担いただく費用は、以下の費用の合計額となります。

ア. 契約初期費用

- 保険契約の締結等にかかる費用のことです。
- 一時払保険料に次の表に記載の率を乗じて得た金額を、契約日に一時払保険料から控除します。

保険期間		
5年	10年	15年
2.3%	4.0%	4.0%

イ. 保険契約関係費用

- 保険契約の維持、死亡保障等にかかる費用のことです。
- ご契約後に責任準備金から毎月控除します。なお、保険契約関係費用は、主契約の予定利率および年齢・性別ごとの発生率を用いて算出しているため、一律の算出方法を記載することができません。

ウ. 災害保障付終身保障に関する費用

- 終身保障移行部分^①の維持、災害死亡保障にかかる費用のことです。
- 責任準備金額に1.0%（年率）を上限とする率を乗じて得た金額を、終身保障移行日^②以後、責任準備金から毎月控除します。なお、責任準備金額に乘じる率は、終身保障移行日における予定利率に応じて定まるため、記載することができません。

エ. 年金に関する費用

- 年金支払特約の年金において、年金の維持・管理にかかる費用のことです。
- 責任準備金額に1.0%（年率）を上限とする率を乗じて得た金額を、第1回年金支払日^③以後、責任準備金から毎月控除します。なお、責任準備金額に乘じる率は、第1回年金支払日における予定利率に応じて定まるため、記載することができません。

①終身保障移行部分

災害保障付終身保障移行特約を付加することにより、満期保険金を災害保障付終身保障の積立金に充当して、災害保障付終身保障に移行した部分のことをいいます。

②終身保障移行日

③第1回年金支払日

主契約の保険期間満了の日の翌日とします。

ご 注 意

- この保険にご加入の都度、契約初期費用等の諸費用をお客さまにご負担いただくことになります。

[illegible]

Ⅲ. 保障内容について

1 無配当一時払生存給付金付特殊養老保険

被保険者が次の支払事由に該当されたとき、保険金等をお支払いします。

給付の種類	支払事由	支払額	受取人
死亡保険金	保険期間中に死亡されたとき	基本保険金額 (被保険者が死亡された日の解約返戻金額 ^① が基本保険金額以上の場合は、解約返戻金額に相当する金額)	死亡保険金受取人
生存給付金	保険期間中の年単位の契約応当日の前日の満了時に生存されているとき	生存給付金額	契約者
満期保険金	保険期間満了時に生存されているとき	基本保険金額	満期保険金受取人

- 生存給付金は、ご契約者から特にお申し出のない限り、支払事由が生じた日からすえ置かれます。すえ置かれた生存給付金には当社所定の利率（生存給付金のすえ置き利率）^②の複利で計算した利息をつけ、ご契約者からのご請求があったときまたはご契約が消滅したときに、その元利合計額をお支払いします。

①被保険者が死亡された日の解約返戻金額
被保険者が死亡された日を解約の請求書類が当社に着いた日とみなして計算した金額のことをいいます。

②当社所定の利率（生存給付金のすえ置き利率）
具体的な利率については、大樹生命ホームページの「諸利率のお知らせ」をご覧ください。

ご 注 意

- ご契約者からの請求により支払われた生存給付金および利息がある場合で、その生存給付金の支払事由が被保険者の死亡により生じていなかったことが明らかになったときは、死亡保険金をお支払いする際にそれらを差し引きます。

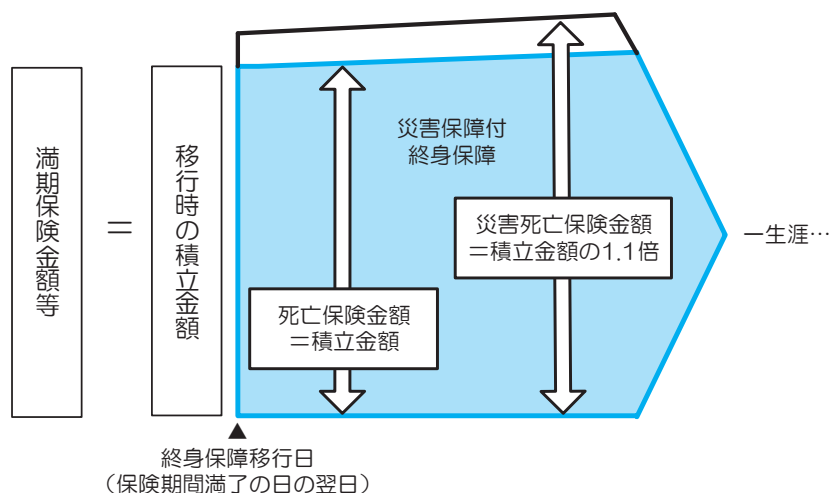
2 災害保障付終身保障移行特約

この特約は、ご契約者からのお申し出によってご契約締結の際または満期のご案内から主契約の保険期間満了の日の2週間前までに、被保険者の同意を得て主契約に付加することにより、満期保険金を災害保障付終身保障の積立金に充当し、主契約を災害保障付終身保障に移行させる特約です。

ア. 災害保障付終身保障への移行

- この特約が主契約の保険期間満了時に付加されていた場合、満期保険金受取人からご希望にならない旨のお申し出がない限り、主契約の保険期間満了の日の翌日を終身保障移行日として、主契約は災害保障付終身保障に移行します。
- 災害保障付終身保障に移行時のご契約者は、満期保険金受取人となります。
- 災害保障付終身保障に移行時の積立金額は、次の〈1〉および〈2〉の合計額とします。
 - 〈1〉満期保険金額
 - 〈2〉すえ置かれている生存給付金および利息の合計額
- 災害保障付終身保障に移行後の積立金額は、終身保障移行日における積立利率によって計算します。
- 災害保障付終身保障に移行後の積立利率は、終身保障移行日から消滅まで変更されません。
- 災害保障付終身保障に移行後の保険期間は、終身とします。

◆しくみ



イ. 災害保障付終身保障について

被保険者が次の支払事由に該当されたとき、保険金をお支払いします。

支払事由	給付の種類	支払額	受取人
死亡されたとき	死亡保険金 ^①	積立金額 ^②	死亡保険金 受取人
終身保障移行日以後に発生した不慮の事故 ^③ を直接の原因として、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡されたとき	災害死亡 保険金	積立金額の 1.1倍相当額	
終身保障移行日以後に発病した所定の感染症を直接の原因として死亡されたとき			

＜お支払いの対象となる感染症＞

●お支払いの対象となる感染症は、平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中次の疾病に限ります。分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD-10（2013年版）準拠」によるものとします。

- ◆ コレラ ◆ 腸チフス ◆ パラチフスA ◆ 細菌性赤痢 ◆ 腸管出血性大腸菌感染症
- ◆ ペスト ◆ ジフテリア ◆ 急性灰白髄炎（ポリオ） ◆ ラッサ熱
- ◆ クリミヤ・コンゴ出血熱 ◆ マールブルグウイルス病 ◆ エボラウイルス病 ◆ 痘瘡
- ◆ 重症急性呼吸器症候群〔SARS〕（ただし、病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限り。）

（注）新型コロナウイルス感染症^④は、同感染症が次のいずれかに該当する期間中に、被保険者が死亡した場合に限り、「お支払いの対象となる感染症」に含めます。

- (1) 感染症予防法^⑤第6条第2項、第3項または第4項に感染性の疾病として掲げられていること
- (2) 感染症予防法第6条第7項第3号に掲げる感染性の疾病に該当していること
- (3) 感染症予防法第6条第8項に基づき政令により指定感染症として定められていること

①死亡保険金

災害死亡保険金が支払われる場合には、お支払いしません。

②積立金額

終身保障移行日から被保険者の死亡日の直後に到来する終身保障移行日の月単位の当日の前日までの経過年月数を基準に計算した金額となります。

③不慮の事故

災害保障付終身保障移行特約の別表1参照

④新型コロナウイルス感染症

2020年7月3日時点の世界保健機関「疾病及び関連保健問題の国際統計分類第10回改訂（ICD-10）」におけるコードU07.1（コロナウイルス感染症2019、ウイルスが同定されたもの）をいいます。

⑤感染症予防法

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」のことです。

ウ. 積立金の一部取崩について

- 資金がご入用のときは、災害保障付終身保障に移行後のご契約者のお申し出により災害保障付終身保障の積立金の一部を取り崩して引き出すことができます。
- 積立金の一部を取り崩して引き出す場合、その取り崩される積立金部分は解約されたものとみなします。
- 一部取崩後の積立金額が50万円未満となるときには、積立金の一部を取り崩して引き出すことはできません。

⑥終身保障移行部分

災害保障付終身保障移行特約を付加することにより、満期保険金を災害保障付終身保障の積立金に充当して、災害保障付終身保障に移行した部分のことをいいます。

ご 注 意

- 終身保障移行部分⑥の解約返戻金額には、市場価格調整を行いません。
- 主契約の保険期間中に、ご契約者と満期保険金受取人が同一人でなくなった場合には、この特約は消滅します。
- 主契約に年金支払特約が付加された場合には、この特約は消滅します。
- 具体的なお取り扱いは実際にお手続きいただく時点での当社基準によりますので、詳細は、当社の職員または大樹生命お客さまサービスセンターにおたずねください。
- 災害保障付終身保障移行特約の特約条項は、主契約に付加される日における特約条項が適用されます。

3 年金支払特約

この特約は、ご契約者からのお申し出によって満期のご案内から主契約の保険期間満了の日の2週間前までに主契約に付加することにより、満期保険金を年金によってお支払いする特約です。

- 年金の種類は、確定年金をお取り扱いします。また、年金支払期間は、5年または10年のいずれかから選択していただきます。
- 第1回年金支払日は、主契約の保険期間満了の日の翌日とします。第2回以後の年金支払日は、第1回年金支払日の毎年 of 応当日とします。
- この特約による年金は、毎年1回、年金支払日に年金受取人^①にお支払いします。ただし、年金受取人が、第1回年金支払日以後、年金支払期間中の最後の年金支払日の前日までの間に死亡されたときは、残存年金支払期間中の未払年金の現価^②を年金受取人の死亡時の法定相続人にお支払いします。

①年金受取人

年金受取人は、主契約の満期保険金受取人となります。

②未払年金の現価

年金支払期間中の年金のうち、年金支払日が到来していない将来の年金を支払うために必要な現在の金額(未払いの将来の年金額を当社所定の利率で割り引いて計算します。)をいいます。

ア. 年金原資額

- 年金原資額は、次の〈1〉および〈2〉の合計額とします。
 - 〈1〉満期保険金額
 - 〈2〉すえ置かれている生存給付金および利息の合計額

イ. 年金額

- 年金額は、保険のご加入時点で定まるものではありません。将来お支払いする年金額は、年金原資額をもとに、第1回年金支払日における基礎率等(予定利率等)に基づいて計算され算出されます。
- 年金額が50万円に満たない場合には、主契約の満期保険金をお支払いし、ご契約は消滅します。

ウ. その他のお取り扱い

- 年金受取人は、第1回年金支払日以後、年金支払期間中に限り、未払年金の現価の一括前払を請求することができます。
- 年金受取人は、主契約の保険期間満了の際、この特約を解約することができます。この場合、主契約の満期保険金をお支払いします。

ご 注 意

- 具体的なお取扱いは実際にお手続きいただく時点での当社基準によりしますので、詳細は、当社の職員または大樹生命お客さまサービスセンターにおたずねください。
- 主契約に災害保障付終身保障移行特約が付加された場合には、この特約は消滅します。
- 年金支払特約の特約条項は、主契約に付加される日における特約条項が適用されます。

4 指定代理請求特約

この特約を付加されますと、保険金等の受取人である被保険者に自らご請求いただけない次の例のような事情が生じた場合、指定代理請求人は、被保険者の代理人として保険金等をご請求いただけます。

- (例) 被保険者が自らご請求いただけない事情
- ・被保険者が保険金等を請求する意思表示ができないと当社が認めたとき

ア. 対象となる保険金等

- 指定代理請求人よりご請求いただける保険金等は、次のとおりです。
 - 〈1〉被保険者とご契約者が同一人である場合の生存給付金
 - 〈2〉被保険者と満期保険金受取人が同一人である場合の満期保険金
 - 〈3〉被保険者と年金受取人（満期保険金受取人）が同一人である場合の年金支払特約による年金
- すえ置かれている生存給付金は、ご請求の対象にはなりません。

イ. 指定代理請求人の範囲

- ご契約者は、被保険者の同意を得て、指定代理請求人を次の範囲の中から1名指定してください。

＜指定代理請求人の範囲＞

- 〈1〉被保険者の戸籍上の配偶者
- 〈2〉被保険者の直系血族^①（子、孫、父母、祖父母等）
- 〈3〉被保険者の3親等内の親族^②（兄弟姉妹、おじ、おば、^{おい}甥、^{めい}姪等）

上記のほか、次の範囲内の方^③で、保険金等の受取人のために保険金等を請求すべき適当な関係があると当社が認めた方

- 〈4〉被保険者と同居しまたは被保険者と生計を一にしている方
- 〈5〉被保険者の財産管理を行っている方^④
- 〈6〉死亡保険金受取人
- 〈7〉その他上記〈4〉または〈5〉と同等の関係にある方

- 指定代理請求人が保険金等をご請求いただく際にも、上記の範囲内であることが必要です。

①直系血族

②3親等内の親族

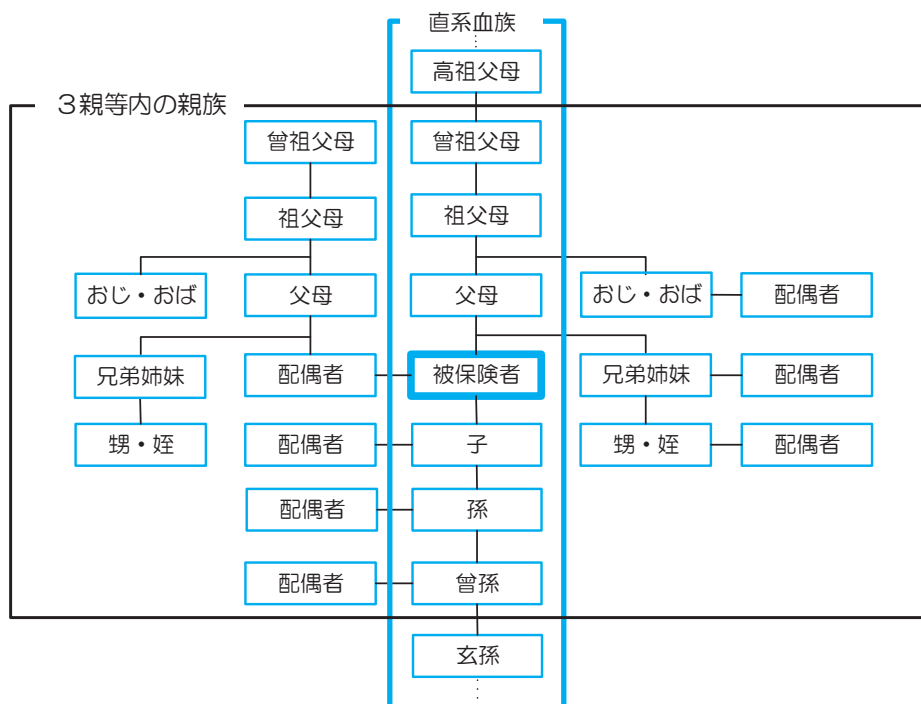
後述の「直系血族」「3親等内の親族」をご覧ください。

③次の範囲内の方

婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある方等を含みます。

④財産管理を行っている方

財産管理委任契約等に基づき財産管理を行っている方をいいます。



⑤死亡保険金受取人が指定代理請求人として

年金支払特約により年金の支払が開始した場合には、「死亡保険金受取人」を「被保険者の戸籍上の配偶者」と読み替えます。

- ご契約者は、被保険者の同意を得て、前述の＜指定代理請求人の範囲＞内で指定代理請求人を変更することができます。
- 被保険者に保険金等を自らご請求いただけない事情が生じた際に、指定代理請求人の要件を満たす方がいない場合、または、指定が撤回されたこと等により指定代理請求人が指定されていない場合には、**死亡保険金受取人が指定代理請求人として**⑤保険金等をご請求いただけます。

ウ. 代理請求によるお支払い

- 指定代理請求人が保険金等をご請求される場合、次の書類をご提出いただきます。
 - ・被保険者に保険金等を自らご請求いただけない事情が生じたことを示す書類
 - ・指定代理請求人が前述イ. の＜指定代理請求人の範囲＞内であることを確認するための書類
 - ・その他の必要書類
- 指定代理請求人が保険金等をご請求された場合、ご契約が消滅することがあります。また、被保険者ご本人から保障内容・お支払い内容について当社にご照会があったときは、回答せざるを得ないことがあります。
- 保険金等を指定代理請求人にお支払いした場合、その後重複して被保険者等からその保険金等のご請求を受けてもお支払いできません。

ご 注 意

- 指定代理請求人に次のような事情が生じた場合は、指定代理請求人を変更していただく必要がありますので、すみやかに当社の職員または大樹生命お客さまサービスセンターにご連絡ください。
 - ・死亡されたとき
 - ・指定代理請求人の要件を満たさなくなったとき
 - ・被保険者の代理人として保険金等を請求する意思表示ができなくなったとき 等
- 指定代理請求人はあくまでも保険金等を被保険者の代理でご請求いただける方であり、保険金等の受取人は被保険者ご自身となります。
- 保険金等を指定代理請求人のご請求によりお支払いした場合、当社はご契約者または被保険者にその旨のご連絡をいたしません。したがって、ご契約者または被保険者の承諾なしにご契約が消滅する場合があります。

This image shows a single sheet of white paper with horizontal blue or grey ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. At the top left corner, there is a faint, light blue watermark that reads "MEMO". The paper appears to be part of a notebook or binder, as suggested by the dark binding visible along the right edge.

Ⅳ. 保険金等のお支払いについて

1 保険金等の請求方法について

死亡保険金等のご請求からお支払いまでには、以下のようなお手続きが必要になります。なお、生存給付金や満期保険金等につきましては、支払期日が近づきましたら当社より請求方法をご案内いたします。

お客さま

当社へのご連絡

- お手元に保険証券をご用意ください。ご契約が複数ある場合は全件をご用意ください。
 - 証券番号、被保険者名、事故や病気等の請求の原因をご確認ください。
 - 受取人さまより、当社の職員または大樹生命お客さまサービスセンターにご連絡ください。
- なお、受取人ご本人が自らご請求いただけない事情があるときは、指定代理請求人による請求ができる場合があります。

大樹生命

請求のご案内

- 当社より必要な書類等をご案内します。

お客さま

書類のご準備とご提出

- 必要な書類をご準備のうえ、ご提出ください。
- 診断書・戸籍抄本等、ご請求に必要な書類のお取り寄せにかかる費用はお客さまのご負担となります。

大樹生命

書類の確認とお支払い

- ご提出いただいた書類の内容を確認し、約款に従ってお支払いの判断をします。
- 書類を拝見した結果、加療内容、事故状況等について詳細な確認等（医療機関等への確認も含みます。）を行う場合があります。
- 死亡保険金等を指定口座へ送金し、お支払い金額等の明細を郵送します。

お客さま

お支払い内容のご確認

- お支払い金額等の明細をご確認ください。

2 保険金等のお支払い期限について

①請求書類が当社に着いた日
完備された請求書類が当社に着いた日をいいます。

- 保険金等のご請求があった場合、請求書類が当社に着いた日①の翌日からその日を含めて5営業日以内に保険金等をお支払いします。ただし、保険金等をお支払いするために以下の確認・照会・調査が必要な場合は、請求書類が当社に着いた日の翌日からその日を含めてそれぞれに定めるお支払い期限までに保険金等をお支払いします。

	保険金等をお支払いするための確認等が必要な場合	支払期限
〈1〉	保険金等をお支払いするために確認が必要な次の場合 ・ 保険金等の支払事由発生の有無の確認が必要な場合 ・ 死亡保険金等の免責事由に該当する可能性がある場合 ・ 詐欺による取消、不法取得目的による無効、または重大事由による解除に該当する可能性がある場合	45日
〈2〉	上記〈1〉の確認を行うために特別な照会や調査が必要な次の場合 ・ 医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会が必要な場合	60日
〈3〉	上記〈1〉の確認を行うために特別な照会や調査が必要な次の場合 ・ 弁護士法に基づく照会その他の法令に基づく照会が必要な場合 ・ 研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定が必要な場合 ・ ご契約者、被保険者または保険金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会が必要な場合 ・ 日本国外における調査が必要な場合 ・ 災害救助法が適用された地域における調査が必要な場合	180日

ご 注 意

- 当社の担当職員または当社で委託した確認会社の確認担当者が、保険金等のご請求の際、ご請求内容等について確認を行う場合があります。
- 保険金等をお支払いするための上記〈1〉～〈3〉の確認等にあって、ご契約者・被保険者・保険金受取人・代理人が正当な理由なくその確認等を妨げ、または確認等に応じなかったときには、当社はこれにより確認等が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金等をお支払いしません。

3 保険金等をお支払いできない場合について

保険金等の支払事由が生じて、次のような場合には、保険金等をお支払いできないことがあります。なお、保険金等をお支払いできる場合またはお支払いできない場合の代表的な事例については、大樹生命ホームページ（<https://www.taiju-life.co.jp/guidebook/>）にアクセスしていただき、「ガイドブック保険金・給付金のご請求手続きとお支払いについて」をご参照ください。

(a) 免責事由^①に該当した場合（主契約の例）

- ・ご契約者の故意によるとき
- ・死亡保険金受取人の故意によるとき 等

(b) 重大事由による解除の場合

- ・次のような事由に該当し、ご契約または特約が解除されたとき
 - 〈1〉ご契約者または死亡保険金受取人が、死亡保険金を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
 - 〈2〉保険金等の請求に関し、保険金等の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
 - 〈3〉ご契約者、被保険者または保険金等の受取人が、反社会的勢力^②に該当すると認められるとき、またはこれらの反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係^③があると認められるとき
 - 〈4〉上記〈1〉～〈3〉のほか、当社のご契約者、被保険者または保険金等の受取人に対する信頼を損ない、このご契約の存続を困難とする上記〈1〉～〈3〉と同等の重大な事由があるとき

(c) 詐欺による取消、不法取得目的による無効の場合

- ・詐欺によってご契約が締結されたことにより、ご契約が取り消されたとき
- ・保険金等を不法に取得する目的または他人に保険金等を不法に取得させる目的をもってご契約が締結されたことにより、ご契約が無効とされたとき

①免責事由

普通保険約款および特約条項をご覧ください。

②反社会的勢力

暴力団、暴力団員（脱退後5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員または暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

③社会的に非難されるべき関係

反社会的勢力に対する資金等の提供・便宜の供与や反社会的勢力の不当な利用を行うこと等をいいます。また、ご契約者または保険金等の受取人が法人の場合は、反社会的勢力による企業経営の支配または実質的な関与があることもいいます。

④終身保障移行日

主契約の保険期間満了の日の翌日とします。

ご 注 意

- 重大事由によりご契約または特約を解除した場合で、前述（b）の〈1〉～〈4〉に定める事由の発生時以後に保険金等の支払事由が生じたときは、保険金等のお支払いを行いません（〈3〉の事由にのみ該当した場合で、〈3〉に該当したのが保険金等の受取人のみであり、その保険金等の受取人が保険金等の一部の受取人であるときは、保険金等のうち、〈3〉に該当した受取人にお支払いすることとなっていた保険金等を除いた額を、他の保険金等の受取人にお支払いします。）。すでに保険金等をお支払いしていたときには、当社はその返還を請求します。
- 詐欺によりご契約が取り消された場合や、保険金等の不法取得目的によりご契約が無効とされた場合、すでにお払い込みいただいた保険料を払いもどしません。
- 地震、噴火、津波または戦争その他の変乱が原因で支払事由が生じた場合は、該当する被保険者の数によっては、保険金の全額またはその一部をお支払いすることがあります。
- 終身保障移行日^④前に発生した不慮の事故による傷害や発病した感染症を原因とする場合には、災害死亡保険金をお支払いすることはできません。

[illegible]

V. ご契約後について

①終身保障移行部分

災害保障付終身保障移行特約を付加することにより、満期保険金を災害保障付終身保障の積立金に充当して、災害保障付終身保障に移した部分のことをいいます。

1 解約と解約返戻金について

(1) 解約のお取り扱い

- ご契約者はいつでも将来に向かってご契約を解約することができますが、以後の保障はなくなります。
- 主契約を解約されますと、主契約に付加されている各種特約も同時に消滅します。
- ご契約を解約される場合には、契約者ご本人が当社の職員または大樹生命お客さまサービスセンターまでお申し出ください。

(2) 解約返戻金について

(a) 解約返戻金の特徴

- 生命保険では、お払い込みいただいた保険料を預貯金のようにそのまま積み立てるのではなく、その一部は毎年の死亡保険金等のお支払いに、また一部は生命保険の運営に必要な経費にあてられ、これらを除いた残りを基準として定めた金額が、解約の際に払いもどされます。したがって、解約返戻金額は、一時払保険料よりも少ない金額となる場合があります。

(b) この保険の解約返戻金

- 主契約および終身保障移行部分^①には解約返戻金があります。
- 主契約の解約返戻金額は、市場価格調整の影響により増減します。したがって、市場価格調整による解約返戻金額の減少により、主契約の解約返戻金額が一時払保険料を下回ることがあり、損失が生ずるおそれがあります。

ご 注 意

- 終身保障移行部分の解約返戻金額には、市場価格調整を行いません。

(3) 主契約の解約返戻金額の計算について

①解約返戻金計算基準日
完備された解約の請求書類が当社に着いた日をいいます。

主契約の解約返戻金額は、請求書類が当社に着いた日の責任準備金額を基準に次のとおり計算されます。

ア. 解約返戻金額の計算方法

- 解約返戻金額は、次の式で計算した金額となります。

$$\boxed{\text{解約返戻金計算基準日①における責任準備金額}} \times \boxed{1 - \text{市場価格調整率}}$$

イ. 市場価格調整とその影響

(a) 市場価格調整

- 市場価格調整とは、市場金利の変動に応じた運用資産の価格変動を解約返戻金額に反映させることをいいます。
- 解約返戻金額を計算する際、解約返戻金計算基準日の市場金利に応じて計算される運用資産の時価と、ご契約に適用されている予定利率によって計算される責任準備金額との乖離^{かいり}を調整しますので、解約時の市場金利に応じて解約返戻金額が増減します。
- 一般的には、解約時の市場金利が、ご契約時と比較して上昇していた場合には解約返戻金額が責任準備金額より減少することがあり、低下していた場合には解約返戻金額が責任準備金額より増加することがあります。

(b) 市場価格調整率

- 解約返戻金額を計算する際に使用する市場価格調整率は、次の式により算出した率となります。

$$\text{市場価格調整率} = 1 - \left[\frac{1+i}{1+j+r} \right]^{\frac{n}{12}}$$

◆記号について

i：主契約に適用されている予定利率とし、契約日に応じた次の表の指標金利の平均値に、最大1.5%を加えた利率を上限とし、最大0.5%を減じた利率を下限とする範囲内で定めます。

指標金利の平均値
契約日に応じた次の〈1〉および〈2〉に定める日からその日を含めて直前5日分 ^② の指標金利 ^(注1) の平均値
〈1〉 契約日が各月の1日から15日までの場合 契約日を含む月の1日の前営業日からその日を含めて7営業日前の日
〈2〉 契約日が各月の16日から末日までの場合 契約日を含む月の16日の前営業日からその日を含めて7営業日前の日

(注1) 指標金利は、保険期間と同じ残存期間の日本国債の流通利回りとします。

j：解約返戻金計算基準日において i と同様の方法で定める率^③とし、上記 i の記載中、「契約日」を「解約返戻金計算基準日」に読み替えて算出します。

r：0%以上0.1%以下の範囲内で定めた率^④とします。

n：解約返戻金計算基準日からその日を含めて保険期間満了までの月数（1か月未満の端数は切り上げます。）

- 上記 r は、解約返戻金計算基準日において、解約返戻金額を計算する際に用いる率（上記 j）が確定する日と解約返戻金計算基準日の間に生じる金利変動の影響や、運用資産の売却に係る取引費用を補正するために設定しています。これにより、上記 i と j が同一であっても、解約返戻金計算基準日の責任準備金額に対して、上記 n に応じて一定率が控除されます。

②5日分

指標金利の取得が可能な日を合算して5日分とします。

③解約返戻金計算基準日において i と同様の方法で定める率

④0%以上0.1%以下の範囲内で定めた率

具体的な率については、大樹生命ホームページの「諸利率のお知らせ」をご覧ください。

(c) 市場価格調整率の例

●次の前提の場合の市場価格調整率は、次の表のとおりです。

(前提)

・保険期間：10年 ・ $i = 2.5\%$ ・ $r = 0.05\%$

経過 年数	i に対する j の変動幅						
	1.5% 上昇	1.0% 上昇	0.5% 上昇	変動なし	0.5% 低下	1.0% 低下	1.5% 低下
1年	12.64%	8.76%	4.70%	0.44%	-4.04%	-8.74%	-13.68%
2年	11.31%	7.83%	4.19%	0.39%	-3.58%	-7.73%	-12.07%
3年	9.97%	6.89%	3.68%	0.34%	-3.13%	-6.74%	-10.49%
4年	8.61%	5.93%	3.16%	0.29%	-2.68%	-5.75%	-8.92%
5年	7.23%	4.97%	2.64%	0.24%	-2.22%	-4.77%	-7.38%
6年	5.83%	3.99%	2.12%	0.19%	-1.78%	-3.79%	-5.86%
7年	4.40%	3.01%	1.59%	0.15%	-1.33%	-2.83%	-4.37%
8年	2.96%	2.02%	1.06%	0.10%	-0.88%	-1.88%	-2.89%
9年	1.49%	1.01%	0.53%	0.05%	-0.44%	-0.94%	-1.43%
10年	—	—	—	—	—	—	—

●例示の j の変動幅は、上限・下限を示すものではありません。したがって、市場価格調整率は例示の値を上回ることも下回ることもあります。

(d) 市場価格調整による影響

- 〈1〉 $i > j + r$ の場合：解約返戻金額は責任準備金額より増加します。
- 〈2〉 $i = j + r$ の場合：影響はありません。
- 〈3〉 $i < j + r$ の場合：解約返戻金額は責任準備金額より減少します。

ウ. 解約返戻金額の計算例

(a) 解約返戻金額が責任準備金額より増加する場合の例

(前提)

- 保険期間：10年
- $i = 2.50\%$
- $j = 1.50\%$
- $n = 48$ （契約日から6年経過時に解約）
- $r = 0.05\%$
- 解約返戻金計算基準日の責任準備金額：1,000万円（㊦）

$$\begin{aligned}
 \text{市場価格調整率} &= 1 - \left[\frac{1 + i}{1 + j + r} \right]^{\frac{n}{12}} \\
 &= 1 - \left[\frac{1 + 2.50\%}{1 + 1.50\% + 0.05\%} \right]^{\frac{48}{12}} \\
 &= -3.79\% \text{ (㊧)} \\
 \text{解約返戻金額} &= \text{㊦} \times (1 - \text{㊧}) \\
 &= 1,000\text{万円} \times [1 - (-3.79\%)] \\
 &= \underline{1,037\text{万}9,000\text{円}}
 \end{aligned}$$

(b) 解約返戻金額が責任準備金額より減少する場合の例

(前提)

- 保険期間：10年
- $i = 2.50\%$
- $j = 3.50\%$
- $n = 48$ （契約日から6年経過時に解約）
- $r = 0.05\%$
- 解約返戻金計算基準日の責任準備金額：1,000万円（㊦）

$$\begin{aligned}
 \text{市場価格調整率} &= 1 - \left[\frac{1 + i}{1 + j + r} \right]^{\frac{n}{12}} \\
 &= 1 - \left[\frac{1 + 2.50\%}{1 + 3.50\% + 0.05\%} \right]^{\frac{48}{12}} \\
 &= 3.99\% \text{ (㊧)} \\
 \text{解約返戻金額} &= \text{㊦} \times (1 - \text{㊧}) \\
 &= 1,000\text{万円} \times (1 - 3.99\%) \\
 &= \underline{960\text{万}1,000\text{円}}
 \end{aligned}$$

ご 注 意

- 前述イ. (c) の表や上記ウ. の計算例の数値は、端数処理の関係から実際の数値と異なる場合があります。

①お金が入用するとき
主契約が災害保障付終身保障に移行した後に
お金が入用ときは
「Ⅲ.2 ウ.積立金の一部取崩について」参照

V. 契約後について

- 減額部分に応じた解約返戻金額は、市場価格調整の影響により増減します。
- 基本保険金額が減額されたときは、減額前の基本保険金額に対する減額された基本保険金額の割合と同じ割合で、生存給付金額も減額されます。
- 基本保険金額が100万円未満となる減額は、お取り扱いできません。

3 ご契約の消滅時の保険料のお取り扱いについて

この保険は、ご契約の全部または一部が消滅した場合、消滅した後の期間に対応する保険料相当額の払いもどしはありません。

4 被保険者によるご契約者への解約の請求について

●被保険者とご契約者が異なるご契約の場合、次に掲げる事由に該当するときは、被保険者はご契約者に対し、ご契約の解約を請求することができます。この場合、被保険者から解約の請求を受けたご契約者は、ご契約の解約を行う必要があります。

- 〈1〉ご契約者または保険金受取人が、当社に保険給付を行わせることを目的として保険金の支払事由を発生させた場合、または発生させようとした場合
- 〈2〉保険金受取人が、ご契約に基づく保険給付の請求について詐欺を行った場合、または行おうとした場合
- 〈3〉上記〈1〉〈2〉のほか、被保険者のご契約者または保険金受取人に対する信頼を損ない、ご契約の存続を困難とする重大な事由がある場合
- 〈4〉ご契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事情により、被保険者のご契約のお申し込みの同意をするにあたって基礎とした事情が著しく変化した場合

ご 注 意

●被保険者による解約の請求は、当社に対してではなく、ご契約者に対して行ってください。

5 死亡保険金受取人によるご契約の存続について

ア. 差押債権者、破産管財人等による解約

- ご契約者の差押債権者、破産管財人等（以下、「債権者等」といいます。）によるご契約の解約は、解約の通知が当社に着いた日の翌日からその日を含めて1か月を経過した日に効力を生じます。

イ. 死亡保険金受取人によるご契約の存続

- 債権者等が解約の通知を行った場合でも、解約が当社に通知された時において、次の〈1〉および〈2〉を満たす死亡保険金受取人は、ご契約を存続させることができます。
 - 〈1〉ご契約者の親族、被保険者の親族または被保険者本人であること
 - 〈2〉ご契約者でないこと
- 死亡保険金受取人がご契約を存続させるためには、解約の通知が当社に着いた日の翌日からその日を含めて1か月を経過する日までの間に、次の〈1〉～〈3〉のすべてのお手続きを行う必要があります。
 - 〈1〉ご契約者の同意を得ること
 - 〈2〉解約の通知が当社に着いた日に解約の効力が生じたとすれば当社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に対して支払うこと
 - 〈3〉上記〈2〉について、債権者等に支払った旨を当社に対して通知すること（当社への通知についても期間内に行うこと）

6 保険金・生存給付金の受取人の変更について

ア. 保険金受取人の変更

- ご契約者は、**保険金**^①の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得て、**保険金受取人**^②を変更することができます。
- 保険金受取人を変更される場合には、当社へご通知ください。

①保険金

死亡保険金または満期保険金のことをいいます。

②保険金受取人

死亡保険金受取人または満期保険金受取人のことをいいます。

イ. 遺言による保険金受取人の変更

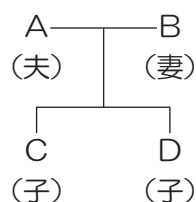
- ご契約者は、保険金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、保険金受取人を変更することができます。この場合、ご契約者が亡くなられた後、ご契約者の相続人から当社へご通知ください。
- 保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、受取人変更の効力を生じません。

ウ. 保険金受取人が亡くなられた場合

- 保険金受取人が亡くなられた時以後、保険金受取人の変更手続きがとられていない間は、保険金受取人の死亡時の法定相続人が保険金受取人となります。
- 保険金受取人となられた人が2人以上いる場合は、その受取割合は均等となります。

(例) ご契約者・被保険者……Aさん

死亡保険金受取人……Bさん



Bさん（死亡保険金受取人）が死亡し、死亡保険金受取人の変更手続きがとられていない間は、Bさんの死亡時の法定相続人であるAさん、CさんとDさんが死亡保険金受取人となります。その後、Aさん（ご契約者、被保険者）が死亡した場合は、CさんとDさんが死亡保険金受取人となります。この場合、CさんとDさんの死亡保険金の受取割合は均等（それぞれ5割ずつ）となります。

- 保険事故の発生形態によって種々の場合が生じることがありますので、当社の職員または大樹生命お客さまサービスセンターにご連絡ください。

エ. 生存給付金の受取人の変更

- 生存給付金の受取人はご契約者となり、変更することはできません。

ご 注 意

- 当社が保険金受取人の変更の通知を受ける前に変更前の保険金受取人に保険金をお支払いしたときは、そのお支払い後に変更後の保険金受取人から保険金の請求を受けても、保険金をお支払いしません。

7 受取人・住所等の変更に伴う諸手続きについて

次のような場合やご契約に関するお問い合わせやご相談がございましたら、当社の職員または大樹生命お客さまサービスセンターにご連絡ください。

また、大樹生命マイページ（お客さま専用のWebサイト）でもご住所の変更等のお手続きを承っております。

- ◆ ご契約者を変更するとき……………被保険者の同意および当社の承諾が必要です。
- ◆ 保険金受取人または指定代理請求人を変更するとき……………被保険者の同意が必要です。
- ◆ 保険金受取人が死亡されたとき……………新しい保険金受取人に変更するお手続きをしていただきます。
- ◆ ご住所を変更されたとき
- ◆ 改姓、改名されたとき
- ◆ 保険証券を紛失されたとき
- ◆ ご契約に適用される諸利率の具体的な利率を知りたいとき

- ご契約に関するご照会やご通知の際には、保険証券の証券番号、ご契約者と被保険者のお名前、契約日、住所、郵便番号を必ずお知らせください。

8 生命保険と税金について

本項では、2026年7月現在の税制に基づく税務のお取り扱いを記載しています。
今後、税制の改正に伴い、お取り扱いが変わる場合があります。
個別のお取り扱いについては、所轄の税務署等にご確認ください。

ア. 一般生命保険料控除

生命保険料控除制度は、一般生命保険料控除、介護医療保険料控除および個人年金保険料控除からなる制度で、お払い込みいただいた一時払保険料の一定額が、所得税と住民税の対象となる所得から控除され、その分に応じて税金が軽減されます。
この保険は、一般生命保険料控除の対象となります。

(a) 一般生命保険料控除の対象となるご契約

- 納税する人が保険料を支払い、保険金等の受取人がご本人あるいは配偶者またはその他の親族であるご契約です。

(b) 一般生命保険料控除の対象となる保険料

- 一時払保険料が対象となります。ただし、ご契約の年のみ適用されます。
- 上記の保険料について「生命保険料控除証明書」を発行しますので、申告のときまで大切に保管してください。

(c) 控除額の計算方法

- 控除額の計算方法については、大樹生命ホームページ (https://www.taiju-life.co.jp/life_assured/hokenryokojo/) の「生命保険料控除制度について」でご確認いただけます。

イ. 保険金等の税法上のお取り扱い

- 保険金等に対する税金は、ご契約者（保険料負担者）、被保険者、受取人の関係によって、異なります。

〈1〉死亡保険金を受け取られたとき

契約内容	契約例			税の種類
	契約者	被保険者	受取人	
ご契約者と被保険者が同一人の場合	夫	夫	妻	相続税
	夫	夫	子	
受取人がご契約者自身の場合	夫	妻	夫	所得税 (一時所得)・ 住民税
	夫	子	夫	
ご契約者、被保険者、受取人がそれぞれ異なる場合	夫	妻	子	贈与税
	夫	子	妻	

①所得税(一時所得)・住民税

保険期間5年のご契約については、差益に対して、復興特別所得税を含めて20.315%の源泉分離課税が行われます。

〈2〉生存給付金を受け取られたとき

- 所得税(雑所得)および住民税の対象となります。

〈3〉満期保険金を受け取られたとき

契約内容	契約例			税の種類
	契約者	被保険者	受取人	
受取人がご契約者自身の場合	夫	夫	夫	所得税 (一時所得)・ 住民税 ^①
	夫	妻	夫	
受取人がご契約者以外の場合	夫	夫	妻	贈与税
	夫	妻	妻	
	夫	妻	子	

〈4〉解約返戻金を受け取られたとき

- ご契約を解約・減額された際に差益が生じたときは、その差益は、所得税(一時所得)および住民税の対象となります。
- 契約日から5年以内にご契約を解約・減額される等によって払いもどし金等を受け取った際に差益が生じたときは、その差益に対して、復興特別所得税を含めて20.315%の源泉分離課税が行われます。

VI. その他生命保険に関するお知らせ

株式会社について

- 保険会社の会社組織形態には「相互会社」と「株式会社」があり、当社は株式会社です。
- 株式会社は、株主の出資により運営されるものであり、株式会社のご契約者は相互会社のご契約者のように「社員」（構成員）として会社の運営に参加することはできません。

個人情報のお取り扱いについて

①FATCA
Foreign Account Tax
Compliance Actの略。

ア. 個人情報保護基本方針について

- 当社の「個人情報保護基本方針」は、大樹生命ホームページ（<https://www.taiju-life.co.jp/>）でご確認いただけます。

イ. 犯罪収益移転防止法に基づく取引時確認

- 当社では、保険契約の締結等の際、ご契約者の本人特定事項（氏名、住所、生年月日等）、取引を行う目的、職業または事業の内容等を確認しております。これは、お客さまの取引に関する記録の保存を行うことで、金融機関等がテロリズムの資金隠しに利用されたり、マネー・ローンダリングに利用されたりすることを防ぐことを目的としたものです。なお、お取引引き時に確認いたしましたお客さまの情報に変更があった場合は、当社までご連絡ください。

ウ. 米国法「外国口座税務コンプライアンス法」に基づく確認

(a) FATCAとは

- 「外国口座税務コンプライアンス法」（以下「**FATCA**①」といいます。）は、米国納税義務者による米国外の金融口座等を利用した租税回避を防ぐ目的で、米国外の金融機関に対し、お客さまが米国納税義務者であるかを確認すること等を求める米国の法律です。

(b) 米国納税義務者であるかの確認

- 当社では、FATCA実施に関する日米関係官庁間の声明に基づき、保険契約の締結等の際、当社所定の情報端末等のお手続き画面（書面によるお申し込みの場合は当社所定の書面）により、所定の米国納税義務者であるかをご契約者等に自己申告していただく方法で確認しています。ご契約者等が所定の米国納税義務者であるかを確認するため、各種証明書類（運転免許証、パスポート、登記簿謄本等の公的証明書等）をご提示またはご提出いただく場合があります。

(c) 米国納税義務者に該当する場合

- ご契約者等が次のような所定の米国納税義務者に該当する場合、米国内国歳入庁（IRS）宛にご契約情報等の報告を行います。このため、ご契約者等より所定の書類をご提出いただくほか、追加の証明書類をご提示またはご提出いただく場合があります。

個人契約の場合	米国市民（米国籍）、 米国居住者 ②
法人契約の場合	米国法人、米国以外で設立された金融機関、 米国人所有の外国事業体 ③ 等

- ご契約期間中に、渡米等の環境の変化等によって、米国納税義務者に該当することとなった場合または該当しなくなった場合は、当社までご連絡ください。

②米国居住者

一般的に米国での滞在日数が183日以上の方をいいます。滞在日数は、対象年度（1月から12月を1年度とし、自己申告される年月日が属する年度を対象年度とします。）の滞在日数の3分の1に相当する日数と前々年の滞在日数の6分の1に相当する日数を加えて計算します。また、永住権所有者は米国居住者に含まれます。

③米国人所有の外国事業体

米国市民（米国籍）または米国居住者に該当する実質的支配者（個人）が一人以上いる事業体をいいます。例えば、法人において米国市民（米国籍）または米国居住者に該当する個人が、25%を超える議決権または価値を有する場合をいいます。なお、過年度の総所得のうち、投資所得が50%未満の事業体等一定の条件を満たす事業体は報告が免除されています。

エ.「非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度」に基づく確認

(a) 非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度とは

- 「非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度」は「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に基づいて、お客さまに氏名・住所（名称・所在地）、居住地国等を記載した届出書を、生命保険会社へご提出いただくことを義務付けるとともに、生命保険会社に、お客さまからご提出いただいた届出書の記載事項等を確認し、一定のご契約情報等を国税庁に報告することを義務付ける制度です。
- 新規届出書の提出に応じていただけない、あるいは国税庁への報告に同意いただけない場合、生命保険会社は、生命保険契約の締結等を行わない場合があります。また、届出書に虚偽の記載を行った場合、新規届出書を提出されない場合には、罰則が科せられることがあります。

(b) 居住地国等の確認

- 当社では、居住地国等を確認するために、保険契約の締結やご契約者変更のお手続き等の際にお客さまから居住地国等を記載した届出書をご提出いただいています。

(c) 居住地国が租税条約等により報告が必要とされている所定の外国に該当する場合

- ご契約者等の居住地国が租税条約等により報告が必要とされている所定の外国に該当する場合、国税庁にご契約情報等の報告を行います。また報告されたご契約情報等は、租税条約等の情報交換規定に基づき、各国税務当局と自動的に交換されることになります。
- ご契約期間中に、居住地国に異動があった場合は、当社までご連絡ください。

「支払査定時照会制度」に基づく他の生命保険会社等との 保険契約等に関する情報の共同利用について

当社は、生命保険制度が健全に運営され、保険金および入院給付金等のお支払いが正しく確実に行われるよう、「支払査定時照会制度」に基づき、次のとおり、当社の保険契約等に関する所定の情報を特定の者と共同して利用しております。

ア. 支払査定時照会制度

- 保険金等のご請求に際し、お客さまのご契約内容等を照会させていただくことがあります。
- 当社は、一般社団法人生命保険協会、一般社団法人生命保険協会加盟の各生命保険会社、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会および日本コープ共済生活協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）とともに、お支払いの判断または保険契約もしくは共済契約等（以下「保険契約等」といいます。）の解除、取消もしくは無効の判断（以下「お支払い等の判断」といいます。）の参考とすることを目的として、「支払査定時照会制度」に基づき、当社を含む各生命保険会社等の保有する保険契約等に関する後述の相互照会事項記載の情報を共同して利用しております。
- 保険金、年金または給付金（以下、「保険金等」といいます。）のご請求があった場合や、これらに係る保険事故が発生したと判断される場合に、「支払査定時照会制度」に基づき、相互照会事項の全部または一部について、一般社団法人生命保険協会を通じて、他の各生命保険会社等に照会し、他の各生命保険会社等から情報の提供を受け、また他の各生命保険会社等からの照会に対し、情報を提供すること（以下「相互照会」といいます。）があります。相互照会される情報は後述のものに限定され、ご請求に係る傷病名その他の情報が相互照会されることはありません。また、相互照会に基づき各生命保険会社等に提供された情報は、相互照会を行った各生命保険会社等によるお支払い等の判断の参考とするため利用されることがありますが、その他の目的のために利用されることはありません。照会を受けた各生命保険会社等において、相互照会事項記載の情報が存在しなかったときは、照会を受けた事実も消去されます。各生命保険会社等は「支払査定時照会制度」により知り得た情報を他に公開いたしません。
- 当社が保有する相互照会事項記載の情報については、当社が管理責任を負います。ご契約者、被保険者または保険金等受取人は、当社の定めるお手続きに従い、相互照会事項記載の情報の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、次の（ア）～（オ）に記載の事由を理由とする場合、当社の定めるお手続きに従い、当該情報の利用停止または消去を求めることができます。これら各お手続きの詳細については、大樹生命お客さまサービスセンターまたはお近くの当社窓口にお問い合わせください。
 - （ア）当社があらかじめ本人の同意を得ず利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱っている場合
 - （イ）当社が不適正な個人情報の利用・取得をしている場合
 - （ウ）本人が識別される保有個人データを当社が利用する必要がなくなった場合
 - （エ）当社が取り扱う個人データの漏えい・滅失・毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きい場合

(オ) 本人が識別される保有個人データの取り扱いにより、本人の権利または正当な利益が害されるおそれがある場合

①死亡保険金等受取人の氏名
死亡保険金等受取人が法人の場合は、法人の名称となります。

【相互照会事項】

次の事項が相互照会されます。ただし、契約消滅後5年を経過したご契約に係るものは除きます。

- 〈1〉被保険者の氏名、生年月日、性別、住所（市・区・郡までとします。）
- 〈2〉保険事故発生日、死亡日、入院日・退院日、対象となる保険事故（左記の事項は、照会を受けた日から5年以内のものとしします。）
- 〈3〉保険種類、契約日、復活日、消滅日、保険契約者の氏名および被保険者との続柄、**死亡保険金等受取人の氏名**①および被保険者との続柄、死亡保険金額、給付金日額、各特約内容、保険料および払込方法

- 上記相互照会事項において、被保険者、保険事故、保険種類、保険契約者、死亡保険金、給付金日額、保険料とあるのは、共済契約においてはそれぞれ、被共済者、共済事故、共済種類、共済契約者、死亡共済金、共済金額、共済掛金と読み替えます。
- 「支払査定時照会制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、一般社団法人生命保険協会ホームページ（<https://www.seiho.or.jp/>）の「加盟会社」をご参照ください。
- 「支払査定時照会制度」の最新の内容については、大樹生命ホームページ（https://www.taiju-life.co.jp/personal/seiho/payment_audit.htm）をご確認ください。

保険会社の業務又は財産の状況の変化による 保険金額等の削減について

- 保険会社の業務又は財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。
- 生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細については、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

VI

その他生命保険に
関するお知らせ

生命保険契約者保護機構について

当社は、「生命保険契約者保護機構」（以下、「保護機構」といいます。）に加入しております。保護機構の概要は、以下のとおりです。

- 保護機構は、保険業法に基づき設立された法人であり、保護機構の会員である生命保険会社が破綻に陥った場合、生命保険に係る保険契約者等のための相互援助制度として、当該破綻保険会社に係る保険契約の移転等における資金援助、承継保険会社の経営管理、保険契約の引き受け、補償対象保険金の支払いに係る資金援助及び保険金請求権等の買い取りを行う等により、保険契約者等の保護を図り、もって生命保険業に対する信頼性を維持することを目的としています。
- 保険契約上、年齢や健康状態によっては契約していた破綻保険会社と同様の条件で新たに加入することが困難になることもあるため、保険会社が破綻した場合には、保護機構が保険契約の移転等に際して資金援助等の支援を行い、加入している保険契約の継続を図ることにしています。
- 保険契約の移転等における補償対象契約は、運用実績連動型保険契約の特定特別勘定（※1）に係る部分を除いた国内における元受保険契約で、その補償限度は、高予定利率契約（※2）を除き、責任準備金等（※3）の90%とすることが、保険業法等で定められています（保険金・年金等の90%が補償されるものではありません。（※4））。なお、保険契約の移転等の際には、責任準備金等の削減に加え、保険契約を引き続き適正・安全に維持するために、契約条件の算定基礎となる基礎率（予定利率、予定死亡率、予定事業費率等）の変更が行われる可能性があり、これに伴い、保険金額・年金額等が減少することがあります。あわせて、早期解約控除制度（保険集団を維持し、保険契約の継続を図るために、通常の解約控除とは別に、一定期間特別な解約控除を行う制度）が設けられる可能性もあります。

※1 特別勘定を設置しなければならない保険契約のうち最低保証（最低死亡保険金保証、最低年金原資保証等）のない保険契約に係る特別勘定を指します。更生手続においては、当該部分についての責任準備金を削減しない更生計画を作成することが可能です（実際に削減しないか否かは、個別の更生手続の中で確定することとなります。）。

※2 破綻時に過去5年間で常に予定利率が基準利率（注1）を超えていた契約を指します（注2）。当該契約については、責任準備金等の補償限度が以下のとおりとなります。ただし、破綻会社に対して資金援助がなかった場合の弁済率が下限となります。

高予定利率契約の補償率

$$=90\%-\{(過去5年間における各年の予定利率-基準利率)の総和\div2\}$$

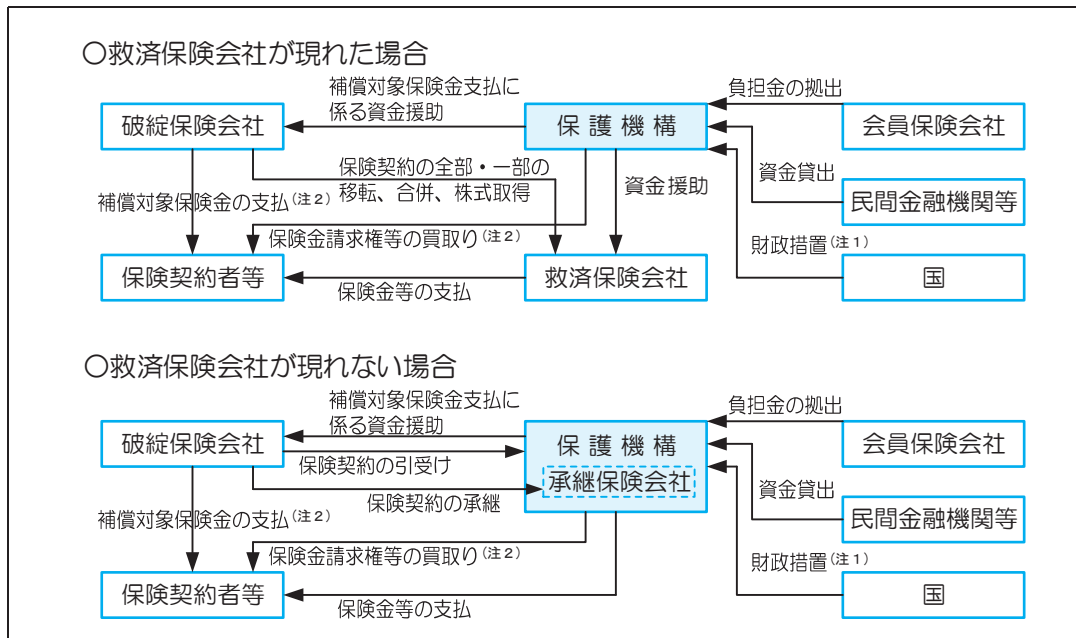
（注1）基準利率は、生保各社の過去5年間の平均運用利回りを基準に、金融庁長官及び財務大臣が定めることとなっております。現在の基準利率については、大樹生命又は保護機構のホームページで確認できます。

（注2）一つの保険契約において、主契約・特約の予定利率が異なる場合、主契約・特約を予定利率が異なるごとに独立した保険契約とみなして、高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。また、企業保険等において被保険者が保険料を拠出している場合で被保険者ごとに予定利率が異なる場合には、被保険者ごとに独立の保険契約が締結されているものとみなして高予定利率契約に該当するか否かの判断をすることになります。ただし、確定拠出年金保険契約については、被保険者が保険料を拠出しているか否かにかかわらず、被保険者ごとに高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。

※3 責任準備金等とは、将来の保険金・年金・給付金の支払いに備え、保険料や運用収益等を財源として積み立てている準備金等をいいます。

※4 個人変額年金保険に付されている年金原資保証額等についても、その90%が補償されるものではありません。

<仕組みの概略図>



(注1) 上記の「財政措置」は、2027年3月末までに生命保険会社が破綻した場合に対応する措置で、会員保険会社の抛出による負担金だけで資金援助等の対応ができない場合に、国会審議を経て補助金が認められた際に行われるものです。

(注2) 破綻処理中の保険事故に基づく補償対象契約の保険金等の支払い、保護機構が補償対象契約に係る保険金請求権等を買取り取ることを指します。この場合における支払率および買取率については、責任準備金等の補償限度と同率となります(高予定利率契約については、※2に記載の率となります。)

●補償対象契約の範囲・補償対象契約の補償限度等を含め、本掲載内容はすべて現在の法令に基づいたものであり、今後、法令の改正により変更される可能性があります。

生命保険会社が破綻した場合の保険契約の取り扱いに関するお問い合わせ先
 生命保険契約者保護機構 TEL 03-3286-2820
 月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く) 午前9時～正午、午後1時～午後5時
 ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

This image shows a single sheet of white paper with horizontal blue or grey ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. At the top left corner, there is a faint, light blue watermark that reads "MEMO". The paper appears to be part of a notebook or binder, as evidenced by the dark binding visible along the right edge.

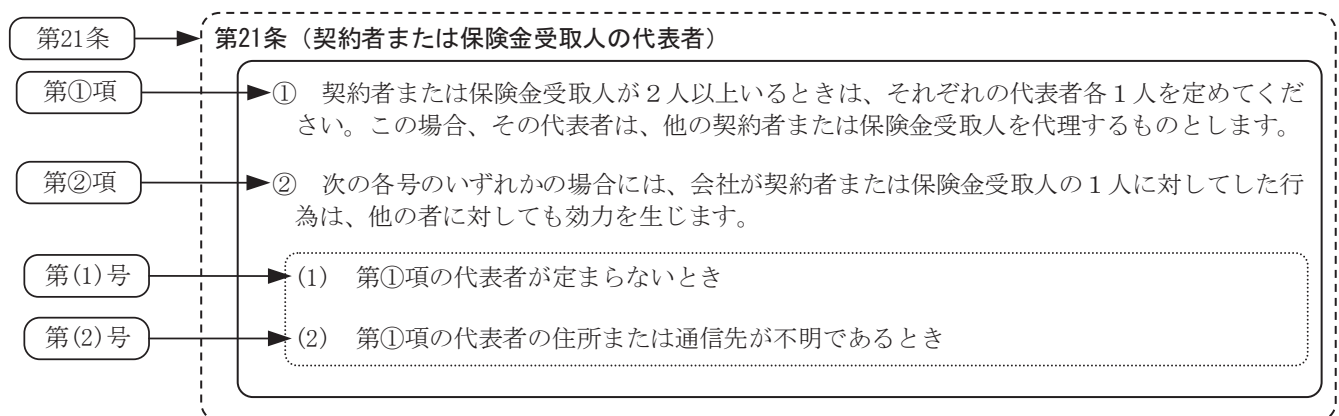
[illegible]

約 款

- 「約款」は、ご契約についてのとりきめを記載したものです。
- 契約締結後に特約を締結する際は、特約締結時における特約条項が適用されます。

●約款では、基本的に条・項・号を用いて規定しております。

（例）無配当一時払生存給付金付特殊養老保険普通保険約款 第21条（契約者または保険金受取人の代表者）の規定の場合



無配当一時払生存給付金付特殊養老保険普通保険約款目次

この保険の主な内容	
第 1 編 用語の意義	
1. 用語の意義	
第 1 条 用語の意義	
第 2 編 この契約の給付および請求手続	
2. 保険金および生存給付金の支払	
第 2 条 死亡保険金の支払	
第 3 条 生存給付金の支払	
第 4 条 満期保険金の支払	
3. 請求手続	
第 5 条 通知義務	
第 6 条 保険金または生存給付金の請求手続、支払の期限および支払の場所	
第 3 編 この契約の取扱	
4. 告知	
第 7 条 告知	
5. 会社の責任開始時	
第 8 条 会社の責任開始時	
6. 契約の取消、無効、解除および解約	
第 9 条 詐欺による取消	
第 10 条 不法取得目的による無効	
第 11 条 重大事由による解除	
第 12 条 解 約	
第 13 条 死亡保険金受取人による契約の存続	
7. 払いもどし金	
第 14 条 払いもどし金	
8. 契約内容の変更・保険金受取人の変更等	
第 15 条 基本保険金額の減額	
第 16 条 保険期間の変更	
第 17 条 保険金受取人の死亡	
第 18 条 会社への通知による保険金受取人または生存給付金の受取人の変更	
第 19 条 遺言による保険金受取人または生存給付金の受取人の変更	
第 20 条 契約者の変更	
第 21 条 契約者または保険金受取人の代表者	
第 22 条 契約者の住所の変更	
9. 年齢の計算、年齢または性別の誤りの処理	
第 23 条 年齢の計算	
第 24 条 年齢または性別の誤りの処理	
10. 契約者配当金	
第 25 条 契約者配当金	
11. その他	
第 26 条 時 効	
第 27 条 管轄裁判所	
第 28 条 団体を契約者とする場合の保険金請求手続の特別取扱	
別表 1 市場価格調整率	
別表 2 請 求 書 類	

無配当一時払生存給付金付特殊養老保険普通保険約款

(この保険の主な内容)

この保険は、保険料一時払の養老保険であり、次の給付を行うことを主な内容とするものです。

名称	給付の内容
(1) 死亡保険金	会社は、保険期間中に被保険者が死亡したときに、死亡保険金を支払います。
(2) 生存給付金	会社は、保険期間中の年単位の契約応当日の前日の満了時に被保険者が生存しているときに、生存給付金を支払います。
(3) 満期保険金	会社は、保険期間満了時に被保険者が生存しているときに、満期保険金を支払います。

第1編 用語の意義

1. 用語の意義

第1条 (用語の意義)

この普通保険約款において使用される用語の意義は、次の各号に定めるとおりとします。

用語	意義
(1) 契約	保険契約のことをいいます。
(2) 契約者	保険契約者のことをいいます。
(3) 保険金	死亡保険金または満期保険金のことをいいます。
(4) 基本保険金額	保険金を支払う場合に基準となる金額として、契約締結の際、会社の定める取扱範囲内で、契約者の申出によって定めた金額をいい、これと同額の金額をこの契約の一時払保険料とします。 ただし、基本保険金額が減額（第15条）されたときは、減額後の金額をいいます。
(5) 生存給付金額	生存給付金を支払う場合の金額をいい、被保険者の年齢および性別、基本保険金額ならびに予定利率等に基づき、会社の定める方法によって算出される金額となります。
(6) 保険金受取人	死亡保険金受取人または満期保険金受取人のことをいいます。
(7) 責任開始時	契約の締結（第8条）にあたって、会社の契約上の責任が開始する時をいいます。
(8) 責任開始の日	責任開始時を含む日のことをいいます。
(9) 契約日	契約における年齢および期間等の基準となる日をいい、責任開始の日と同日とします。
(10) 契約応当日	契約日後にむかえる契約日に対応する日（契約日に対応する日のない月の場合は、その月の末日）のことをいい、毎年契約日に対応する日を「年単位の契約応当日」といいます。

第2編 この契約の給付および請求手続

2. 保険金および生存給付金の支払

第2条（死亡保険金の支払）

- ① 会社は、この契約の死亡保険金を次のとおり支払います。

名称	支払事由 (死亡保険金を支払う場合)	支払金額	受取人	免責事由 (死亡保険金を支払わない場合)
死亡保険金	被保険者が保険期間中に死亡したとき	基本保険金額 (解約返戻金額が基本保険金額以上の場合は、解約返戻金額に相当する金額)	死亡保険金受取人	被保険者が次のいずれかによって死亡したとき (ア) 契約者の故意 (イ) 死亡保険金受取人の故意 (ウ) 戦争その他の変乱

- ② 第①項の支払金額中の解約返戻金額は、被保険者が死亡した日を解約の必要書類が会社に着いた日とみなして第14条（払いもどし金）第①項第(3)号の規定により計算した金額とします。
- ③ 死亡保険金受取人が2人以上いる場合で、一部の受取人が故意に被保険者を死亡させたときには、会社は、その受取人が受け取るべき金額を支払わず、その金額を除いた残額を他の受取人に支払います。この場合、第14条（払いもどし金）第①項第(1)号に定める金額のうち死亡保険金を支払わない部分に対応する金額を、契約者に支払います。
- ④ 被保険者が戦争その他の変乱によって死亡した場合でも、その事由によって死亡した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと会社が認めたときには、会社は、その影響の程度に応じ、死亡保険金の全額を支払いまたはその金額を削減して支払います。
- ⑤ 被保険者の生死が明らかでない場合でも、会社が死亡したものと認めたときは、死亡保険金を支払います。
- ⑥ 契約者からの請求により支払った生存給付金および利息（第3条）がある場合で、これらが死亡保険金の支払事由に該当した後に支払われていたときには、会社は、それらを死亡保険金から差し引きます。
- ⑦ 被保険者が死亡した場合には、契約は、被保険者が死亡した時に消滅します。

第3条（生存給付金の支払）

- ① 会社は、この契約の生存給付金を次のとおり支払います。

名称	支払事由 (生存給付金を支払う場合)	支払金額	受取人
生存給付金	被保険者が保険期間中の年単位の契約応当日の前日の満了時において生存しているとき	生存給付金額*	契約者

* 生存給付金額 支払事由が生じた日の満了時における生存給付金額とします。

- ② 生存給付金は、支払事由の生じた日から、自動的にすえ置くものとします。
- ③ 本条により生存給付金をすえ置いたときには、会社は、その旨を契約者に通知します。
- ④ 会社は、すえ置かれた生存給付金に、会社の定める利率の複利で計算した利息を付けます。
- ⑤ 契約者から請求があったときまたは契約が消滅したときには、会社は、すえ置かれた生存給付金および利息を、契約者に支払います。ただし、保険金を支払うときは、保険金とともに保険金受取人に支払います。

第4条（満期保険金の支払）

会社は、この契約の満期保険金を次のとおり支払います。

名称	支 払 事 由 (満期保険金を支払う場合)	支 払 金 額	受取人
満期保険金	被保険者が保険期間満了時に生存しているとき	基本保険金額	満期保険金受取人

3. 請求手続

第5条（通知義務）

契約者または死亡保険金受取人は、死亡保険金の支払事由が生じたことを知ったときには、ただちに会社に通知してください。

第6条（保険金または生存給付金の請求手続、支払の期限および支払の場所）

- ① 保険金受取人は、保険金の支払事由が生じたときには、すみやかに必要書類（別表2）を提出して、保険金を請求してください。
- ② 契約者は、生存給付金を請求するときには、必要書類（別表2）を提出してください。
- ③ 会社は、保険金または生存給付金を、必要書類が会社に着いた日の翌日からその日を含めて5営業日以内に会社の本店で支払います。

- ④ 保険金または生存給付金を支払うために確認が必要な次の各号に掲げる場合において、契約の締結時から保険金または生存給付金の請求時までには会社に提出された書類だけでは確認ができないときには、会社は、それぞれに定める事項の確認を行います。この場合、第③項の規定にかかわらず、保険金または生存給付金を支払うべき期限は、必要書類が会社に着いた日の翌日からその日を含めて45日を経過する日とします。

確認が必要な場合	確認事項
(1) 保険金または生存給付金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合	保険金または生存給付金の支払事由に該当する事実の有無
(2) 死亡保険金の免責事由に該当する可能性がある場合	死亡保険金の支払事由が発生した原因
(3) 詐欺による取消（第9条）、不法取得目的による無効（第10条）または重大事由による解除（第11条）に該当する可能性がある場合	次の(ア)から(エ)に定める事項 (ア) 第(2)号に定める事項 (イ) 契約者、被保険者または保険金受取人の契約締結の目的または保険金請求の意図に関する契約の締結時から保険金請求時までにおける事実 (ウ) 契約者または被保険者の契約締結の目的または生存給付金請求の意図に関する契約締結時から生存給付金請求時までにおける事実 (エ) 第11条（重大事由による解除）第①項第(3)号(ア)から(オ)に該当する事実の有無

- ⑤ 第④項の確認をするため、次の各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、第③項および第④項の規定にかかわらず、保険金または生存給付金を支払うべき期限は、必要書類が会社に着いた日の翌日からその日を含めて当該各号に定める日数（各号のうち複数のに該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数）を経過する日とします。

項目	日数
(1) 第④項第(1)号から第(3)号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会	60日
(2) 第④項第(2)号または第(3)号に定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他の法令に基づく照会	180日
(3) 第④項第(1)号から第(3)号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定	180日
(4) 第④項第(1)号から第(3)号に定める事項に関し、契約者、被保険者または保険金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、第④項第(1)号から第(3)号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会	180日
(5) 第④項第(1)号から第(3)号に定める事項についての日本国外における調査	180日
(6) 第④項第(1)号から第(3)号に定める事項についての災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された地域における調査	180日

- ⑥ 第④項および第⑤項の確認を行う場合、会社は、保険金または生存給付金を請求した者に通知します。

- ⑦ 第④項および第⑤項に掲げる必要な事項の確認にあたって、契約者、被保険者または保険金受取人が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったときには、会社は、これによりその事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金または生存給付金を支払いません。

第3編 この契約の取扱

4. 告知

第7条（告知）

会社は、契約の締結の際、契約者および被保険者に対して、この契約に関する書面その他の方法による告知を求めません。

5. 会社の責任開始時

第8条（会社の責任開始時）

- ① 会社は、次の各号に定める時から契約上の責任を負います。

項目	内容
(1) 契約の申込を承諾した後に一時払保険料を受け取った場合	一時払保険料を受け取った時
(2) 一時払保険料に相当する金額を受け取った後に契約の申込を承諾した場合	一時払保険料に相当する金額を受け取った時

- ② 保険期間は、契約日からその日を含めて計算します。
- ③ 会社が契約の申込を承諾したときには、契約者に対し、次の各号に定める事項を記載した保険証券を交付することにより、承諾の通知を行います。
- (1) 会社名
 - (2) 契約者の氏名または名称
 - (3) 被保険者の氏名
 - (4) この契約の保険金受取人の氏名または名称その他の保険金受取人を特定するために必要な事項
 - (5) 予定利率
 - (6) この契約およびこの契約に付加された特約の名称
 - (7) 保険期間
 - (8) この契約の基本保険金額および生存給付金額
 - (9) この契約の保険料およびその払込方法
 - (10) 契約日
 - (11) 保険証券を作成した年月日

6. 契約の取消、無効、解除および解約

第9条（詐欺による取消）

契約者、被保険者または保険金受取人の詐欺によって契約が締結されたときには、会社は、契約を取り消すことができます。この場合、すでに受け取った保険料は払いもどしません。

第10条（不法取得目的による無効）

契約者が保険金を不法に取得する目的または他人に保険金を不法に取得させる目的をもつ

て契約が締結されたときには、契約は無効とし、会社は、すでに受け取った保険料を払いもどしません。

第11条（重大事由による解除）

- ① 次の各号のいずれかの事由がある場合には、会社は、将来に向かって契約を解除することができます。
 - (1) 契約者または死亡保険金受取人が、死亡保険金（他の保険契約の死亡保険金を含み、保険種類および保険金の名称の如何を問いません。）を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 - (2) この契約の保険金または生存給付金の請求に関し、保険金受取人または契約者の詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合
 - (3) 契約者、被保険者または保険金受取人が、次の(ア)から(オ)のいずれかに該当する場合
 - (ア) 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日の翌日からその日を含めて5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - (イ) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - (ウ) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - (エ) 契約者または保険金受取人が法人のときは、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - (オ) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 - (4) この契約に付加されている特約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、または契約者、被保険者もしくは保険金受取人が他の保険者との間で締結した保険契約（共済契約を含みます。）が重大事由により解除されるなどにより、会社の契約者、被保険者または保険金受取人に対する信頼を損ない、この契約を継続することを期待しえない第(1)号から第(3)号に定める事由と同等の事由がある場合
- ② 会社は、次の各号のいずれかに該当した後でも、第①項の規定により契約を解除することができます。
 - (1) 被保険者が死亡したとき
 - (2) 生存給付金の支払事由に該当したとき
- ③ 第②項の場合、会社は、次の各号に定めるとおり取り扱います。
 - (1) 第①項第(1)号から第(4)号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由について死亡保険金または生存給付金を支払いません。もし、すでに死亡保険金または生存給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。
 - (2) 第①項第(3)号のみに該当した場合で、第①項第(3)号(ア)から(オ)に該当したのが死亡保険金受取人のみであり、その死亡保険金受取人が死亡保険金の一部の受取人であるときは、第(1)号の規定にかかわらず、第①項第(3)号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由についてその死亡保険金受取人が受け取るべき金額を支払わず、その金額を除いた残額を他の死亡保険金受取人に支払います。この場合、支払わない部分の解約返戻金を第14条（払いもどし金）第①項第(2)号の規定により契約者に支払います。もし、すでにその死亡保険金受取人に死亡保険金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- ④ 会社は、本条による契約の解除を、契約者に対する通知によって行います。ただし、契約者の住所が不明である場合など、正当な事由によって契約者に通知できないときは、死亡保険金受取人または被保険者に通知します。

第12条（解 約）

契約者は、いつでも将来に向かって、契約を解約することができます。この場合、必要書類（別表2）を提出してください。

第13条（死亡保険金受取人による契約の存続）

- ① 契約者以外の者で契約の解約をすることができる者（以下「債権者等」といいます。）による契約の解約は、解約の通知が会社に着いた日の翌日からその日を含めて1か月を経過した日に効力を生じます。
- ② 第①項の解約が通知された場合でも、死亡保険金受取人であって通知の時に於いて次の第(1)号および第(2)号の条件を満たす者（以下「介入権者」といいます。）が、契約者の同意を得て、第①項の期間が経過するまでの間に、その解約の通知が会社に着いた日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ、会社はその旨を通知したときには、第①項の解約はその効力を生じません。
- (1) 次の(ア)から(ウ)のいずれかに該当すること
- (ア) 契約者の親族
- (イ) 被保険者の親族
- (ウ) 被保険者
- (2) 契約者でないこと
- ③ 第②項の通知をするときには、介入権者は、必要書類（別表2）を会社に提出してください。
- ④ 第①項の解約の通知が会社に着いた日以後、その解約の効力が生じるまでまたは第②項の規定により効力が生じなくなるまでに、次の各号のいずれかの事由が生じた場合には、それぞれに定めるとおり取り扱います。

項目	内容
(1) 保険金の支払事由が生じ、保険金を支払うべき場合に該当して契約が消滅するとき	会社は、支払うべき金額を、第②項本文の金額の限度で債権者等に支払い、残額を保険金受取人に支払います。
(2) 生存給付金が支払われる場合で、会社の支払うべき金額が債権額（債権者等による差押債権額等のことをいいます。以下、本号において同じとします。）以上のとき	会社は、支払うべき金額を、債権額の限度で債権者等に支払い、残額を第3条（生存給付金の支払）第②項に定めるとおり取り扱います。 この場合、第①項の解約はその効力を生じません。

8. 契約内容の変更・保険金受取人の変更等

第15条（基本保険金額の減額）

- ① 契約者は、必要書類（別表2）を提出して、将来に向かって、基本保険金額の減額を請求することができます。ただし、減額後の基本保険金額が会社の定める金額未満のときには、会社は、減額を取り扱いません。
- ② 基本保険金額が減額された部分は、解約されたものとして取り扱います。
- ③ 基本保険金額が減額されたときには、生存給付金額は、会社の定める方法により減額されます。

第16条（保険期間の変更）

保険期間の変更は取り扱いません。

第17条（保険金受取人の死亡）

- ① 保険金受取人が支払事由の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を保険金受取人とします。
- ② 第①項の規定により保険金受取人となった者が死亡した場合で、この者に法定相続人がいないときには、第①項の規定により保険金受取人となった者のうち生存している他の保険金受取人を保険金受取人とします。
- ③ 第①項および第②項により保険金受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。

第18条（会社への通知による保険金受取人または生存給付金の受取人の変更）

- ① 契約者は、保険金の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得たうえで、会社に対する通知により、保険金受取人を変更することができます。
- ② 第①項の通知をするときには、契約者は、必要書類（別表2）を提出してください。
- ③ 第①項の通知が会社に着く前に変更前の保険金受取人に保険金を支払ったときには、その支払後に変更後の保険金受取人から保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- ④ 生存給付金の受取人は契約者とし、契約者以外の者に変更することはできません。

第19条（遺言による保険金受取人または生存給付金の受取人の変更）

- ① 第18条（会社への通知による保険金受取人または生存給付金の受取人の変更）に定めるほか、契約者は、保険金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、保険金受取人を変更することができます。
- ② 第①項の保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
- ③ 第①項および第②項による保険金受取人の変更は、契約者が死亡した後、契約者の法定相続人が会社へ通知しなければ、これを会社に対抗することができません。
- ④ 第③項の通知をするときには、契約者の法定相続人は、必要書類（別表2）を会社へ提出してください。
- ⑤ 遺言により生存給付金の受取人を変更することはできません。

第20条（契約者の変更）

契約者は、被保険者の同意および会社の承諾を得て、その権利および義務のすべてを第三者に承継させることができます。この場合、必要書類（別表2）を提出してください。

第21条（契約者または保険金受取人の代表者）

- ① 契約者または保険金受取人が2人以上いるときは、それぞれの代表者各1人を定めてください。この場合、その代表者は、他の契約者または保険金受取人を代理するものとします。
- ② 次の各号のいずれかの場合には、会社が契約者または保険金受取人の1人に対してした行為は、他の者に対しても効力を生じます。

- (1) 第①項の代表者が定まらないとき
- (2) 第①項の代表者の住所または通信先が不明であるとき

第22条（契約者の住所の変更）

- ① 契約者が住所または通信先を変更したときは、ただちに会社へ通知してください。
- ② 契約者が第①項の通知をしなかった場合で、契約者の住所または通信先を会社が確認できなかったときには、会社の知った最終の住所または通信先に発した通知は、契約者に到達したものとみなします。

9. 年齢の計算、年齢または性別の誤りの処理

第23条（年齢の計算）

- ① 被保険者の契約年齢は、満年で計算し、1年未満の端数については切り捨てます。
- ② 契約締結後の被保険者の年齢は、第①項の契約年齢に、年単位の契約応当日ごとに1歳を加えて計算します。

第24条（年齢または性別の誤りの処理）

契約の申込書（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により表示された申込画面を含みます。）に記載された被保険者の年齢または性別に誤りがあったときには、会社は、次の各号に定めるとおり取り扱います。

項目	内容
(1) 契約日における実際の年齢および性別が、会社の定める取扱範囲内であった場合	会社は、実際の年齢および性別に基づいて生存給付金額を改めます。 ただし、保険金または生存給付金の支払事由の発生前にこの手続きをしなかったときは、支払うべき生存給付金の差額がある場合には保険金または生存給付金とともに支払い、返還を求めるべき生存給付金の差額がある場合には保険金または生存給付金から控除します。
(2) 契約日における実際の年齢および性別が、会社の定める取扱範囲外であった場合	会社は、契約を取り消すことができます。この場合、すでに支払った生存給付金があれば返還を求め、またすでに払い込まれた保険料を契約者に払いもどします。

10. 契約者配当金

第25条（契約者配当金）

この保険には、契約者配当金はありません。

11. その他

第26条（時効）

保険金、生存給付金または払いもどし金を請求する権利は、その請求権者がその権利を行使できるようになった日の翌日からその日を含めて3年間請求がないときには、消滅します。

第27条（管轄裁判所）

- ① この契約における保険金の請求に関する訴訟については、会社の本店の所在地または保険金受取人（保険金受取人が2人以上いるときは、その代表者とします。）の住所地を管轄する地方裁判所を、合意による管轄裁判所とします。
- ② この契約における生存給付金の請求に関する訴訟については、会社の本店の所在地または

契約者の住所地を管轄する地方裁判所を、合意による管轄裁判所とします。

第28条（団体を契約者とする場合の保険金請求手続の特別取扱）

官公署、会社、工場、組合等の団体（団体の代表者を含みます。以下、本条において「団体」といいます。）を契約者および死亡保険金受取人とし、その団体から給与の支払を受ける従業員を被保険者とする契約の場合、契約者である団体がその契約の保険金の全部またはその相当部分を遺族補償規程等に基づく死亡退職金または弔慰金等（以下「死亡退職金等」といいます。）として死亡退職金等の受給者に支払うときは、受取人である団体からの死亡保険金の請求の際、第6条（保険金または生存給付金の請求手続、支払の期限および支払の場所）の規定によるほか、第(1)号または第(2)号の書類を提出してください。この場合、死亡退職金等の受給者については、契約者である団体が受給者本人であることを確認した書類もあわせて提出してください。なお、これらの者が2人以上であるときは、そのうち1人からの提出で足りるものとします。

- (1) 被保険者または死亡退職金等の受給者の請求内容確認書
- (2) 被保険者または死亡退職金等の受給者に死亡退職金等を支払ったことを証する書類

(2026年10月制定)

別表 1

市場価格調整率

1. 第14条（払いもどし金）第③項の「市場価格調整率」は、次の式により算出した率とします。

$$1 - \left[\frac{1 + i}{1 + j + r} \right]^{\frac{n}{12}}$$

- (1) i は、この契約に適用されている予定利率とします。なお、予定利率は、次に定める指標金利^(注1)の平均値に、最大1.5%を加えた利率を上限とし、最大0.5%を減じた利率を下限とする範囲内で定めます。

指標金利の平均値
契約日に応じた次の(ア)および(イ)に定める日からその日を含めて直前5日分^(注2)の指標金利の平均値 (ア) 契約日が各月の1日から15日までの場合 契約日を含む月の1日の前営業日からその日を含めて7営業日前の日 (イ) 契約日が各月の16日から末日までの場合 契約日を含む月の16日の前営業日からその日を含めて7営業日前の日

(注1) 保険期間と同じ残存期間の日本国債の流通利回りとします。

(注2) 指標金利の取得が可能な日を合算して5日分とします。

- (2) j は、解約返戻金計算基準日（第14条）において i と同様の方法により定める率とします。この場合、前(1)の規定中「契約日」を「解約返戻金計算基準日」に読み替えて適用し、算出します。
- (3) r は、解約返戻金計算基準日（第14条）において、金利変動の影響および運用資産の売却に係る取引費用を補正するための率とし、0%以上0.1%以下の範囲内で定めた率を適用します。
- (4) n は、解約返戻金計算基準日（第14条）からその日を含めて保険期間満了までの月数（1か月未満の端数については切り上げます。）とします。
2. 前1. (1)および(2)の規定にかかわらず、前1. (1)に定める指標金利が算出されなくなったときまたは長期間にわたりこの保険の運用対象と明らかに連動しなくなったときなど、将来の運用情勢の変化により前1. (1)に定める指標金利を用いることが適切でなくなった場合には、会社は、主務官庁の認可を得て、前1. (1)に定める指標金利を変更することがあります。この場合、会社は、前1. (1)に定める指標金利を変更する日の2か月前までにその旨を契約者に書面によって通知します。

別表2

請 求 書 類

項 目		必 要 書 類
1	死亡保険金 (第2条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 医師の死亡診断書または検案書（ただし、会社が必要と認めた場合は会社所定の様式による医師の死亡証明書） (3) 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (4) 死亡保険金受取人の戸籍抄本 (5) 死亡保険金受取人の印鑑証明書 (6) 保険証券
2	生存給付金 (第3条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (3) 契約者の戸籍抄本 (4) 契約者の印鑑証明書 (5) 保険証券
3	満期保険金 (第4条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (3) 満期保険金受取人の戸籍抄本 (4) 満期保険金受取人の印鑑証明書 (5) 保険証券
4	解 約 (第12条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
5	死亡保険金受取人 による契約の存続 (第13条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 介入権者が契約者または被保険者の親族であることを証する書類 (3) 介入権者の戸籍抄本 (4) 介入権者の印鑑証明書 (5) 債権者等に支払うべき金額を支払ったことを証する書類
6	払いもどし金 (第14条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
7	減 額 (第15条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
8	会社への通知による 保険金受取人の変更 (第18条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券

項 目		必 要 書 類
9	遺言による 保険金受取人の変更 (第19条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 遺言書 (3) 遺言書が検認を受けたことを証する書類 (4) 法定相続人であることを証する書類 (5) 法定相続人の印鑑証明書 (6) 保険証券
10	契約者の変更 (第20条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 旧契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
会社は、上記の書類以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部を省略することまたは上記の書類の提出以外の会社の定める方法による請求を認めることがあります。		

災害保障付終身保障移行特約目次

この特約の主な内容	第9条 特約の解約
第1条 用語の意義	第10条 終身保障移行部分の解約
第2条 特約の締結	第11条 積立金の一部取崩
第3条 災害保障付終身保障への移行	第12条 払いもどし金
第4条 積立金額が会社の定める金額に満たない場合	第13条 契約者配当金
第5条 保険金の支払	第14条 主約款の規定の準用
第6条 保険金の請求手続、支払の期限および支払の場所	別表1 対象となる不慮の事故
第7条 重大事由による解除	別表2 対象となる感染症
第8条 特約の消滅	別表3 請求書類

災害保障付終身保障移行特約

(この特約の主な内容)

この特約は、無配当一時払生存給付金付特殊養老保険契約に付加することにより、主たる保険契約の満期保険金を災害保障付終身保障の積立金に充当し、災害保障付終身保障に移行することを主な内容とするものです。

第1条 (用語の意義)

この特約において使用される用語の意義は、次の各号に定めるとおりとします。

用語	意義
(1) 主契約	主たる保険契約のことをいいます。
(2) 主約款	主契約の普通保険約款のことをいいます。
(3) 契約者	保険契約者のことをいいます。
(4) 終身保障移行部分	主契約の満期保険金を災害保障付終身保障の積立金に充当して、災害保障付終身保障に移行した部分のことをいいます。
(5) 保険金	死亡保険金または災害死亡保険金のことをいいます。
(6) 積立金	将来の保険金を支払うために積み立てる金額をいい、災害保障付終身保障へ移行後の経過した年月数によって、会社の定める方法により計算します。
(7) 積立利率	積立金を積み立てる際に適用する利率のことをいい、予定利率から災害死亡に関する費用および保険契約関係費用として定められた率を控除して算出します。

第2条 (特約の締結)

- ① この特約は、主契約の締結の際または締結後、会社の定める日までに、主契約の契約者から、被保険者の同意を得たうえでこの特約を付加する旨の申出があり、かつ、会社がこれを承諾した場合に、主契約に付加して締結します。
- ② 主契約の締結後、この特約が主契約に付加されたときには、会社は、この特約の名称を記載した保険証券を新たに交付します。

第3条（災害保障付終身保障への移行）

- ① この特約が主契約の保険期間満了時に付加されていた場合で、主契約の保険期間満了時までに主契約の被保険者から災害保障付終身保障へ移行する旨の同意を得ているときは、主契約の満期保険金受取人から特に反対の申出がない限り、主契約は、主契約の保険期間満了の日の翌日（以下「終身保障移行日」といいます。）に、災害保障付終身保障へ移行します。
- ② 第①項の場合、災害保障付終身保障の積立金に充当する金額は、主契約の満期保険金額（満期保険金とともに支払われる金額を含み、満期保険金から差し引かれる金額を除きます。）とします。
- ③ 災害保障付終身保障に移行後の積立金額は、第②項の金額に基づき、終身保障移行日における積立利率によって計算します。
- ④ 災害保障付終身保障に移行後の保険期間は、終身とします。
- ⑤ 災害保障付終身保障に移行時の契約者等は、次の各号に定めるとおりとします。
 - (1) 契約者
主契約の満期保険金受取人を、契約者とします。
 - (2) 被保険者
主契約の被保険者と同一とします。
 - (3) 死亡保険金受取人
主契約の死亡保険金受取人と同一とします。なお、主契約の死亡保険金受取人が2人以上いる場合の終身保障移行部分の死亡保険金の受取割合は、主契約の死亡保険金の受取割合と同じとします。
- ⑥ 災害保障付終身保障への移行の際、会社は、災害保障付終身保障証書を契約者に交付します。

第4条（積立金額が会社の定める金額に満たない場合）

第3条（災害保障付終身保障への移行）第①項の規定にかかわらず、第3条（災害保障付終身保障への移行）第②項の金額をもとに計算した移行時の積立金額が会社の定める金額未満のときには、会社は、この特約は付加されなかったものとして取り扱い、主約款の保険金の支払に関する規定を適用して、主契約の満期保険金を支払います。

第5条（保険金の支払）

- ① 終身保障移行日以後に被保険者が死亡したときには、死亡保険金および災害死亡保険金を次の各号に定めるとおり支払います。

名称	支払事由 (死亡保険金、災害死亡保険金を支払う場合)	支払金額	受取人	免責事由 (支払事由に該当しても死亡保険金、災害死亡保険金を支払わない場合)
(1) 死亡保険金	被保険者が死亡したとき。 ただし、災害死亡保険金が支払われる場合を除きます。	終身保障移行日から被保険者の死亡日の直後に到来する終身保障移行日の月単位の応当日の前日までの経過年月数を基準に計算した積立金額	死亡保険金受取人	被保険者が次のいずれかによって死亡したとき (ア) 契約者の故意 (イ) 死亡保険金受取人の故意 (ウ) 戦争その他の変乱
(2) 災害死亡保険金	被保険者が次のいずれかに該当したとき (ア) 終身保障移行日以後に発生した不慮の事故* による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内に死亡したとき (イ) 終身保障移行日以後に発病した感染症* を直接の原因として死亡したとき	終身保障移行日から被保険者の死亡日の直後に到来する終身保障移行日の月単位の応当日の前日までの経過年月数を基準に計算した積立金額の1.1倍相当額		被保険者が次のいずれかによって死亡したとき (ア) 契約者の故意または重大な過失 (イ) 被保険者の故意または重大な過失 (ウ) 死亡保険金受取人の故意または重大な過失 (エ) 被保険者の犯罪行為 (オ) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (カ) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (キ) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (ク) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (ケ) 地震、噴火、津波または戦争その他の変乱

* 不慮の事故 別表1に定める事故をいいます。

* 感染症 別表2に定める疾病をいいます。

- ② 死亡保険金受取人が2人以上いる場合で、一部の受取人が故意に被保険者を死亡させたときには、会社は、その受取人が受け取るべき金額を支払わず、その金額を除いた残額を他の受取人に支払います。この場合、支払わない部分の積立金額を第12条（払いもどし金）の規定により契約者に支払います。
- ③ 災害死亡保険金の支払について、死亡保険金受取人が2人以上いる場合で、一部の受取人

の重大な過失により被保険者が死亡したときには、会社は、その受取人に対しては、災害死亡保険金を支払わず、第①項第(1)号の規定を適用します。また、他の受取人に対しては、災害死亡保険金の残額を支払います。

- ④ 被保険者が戦争その他の変乱（災害死亡保険金の支払のときは、地震、噴火または津波を含みます。）によって死亡した場合でも、その事由によって死亡した被保険者の数の増加が終身保障移行部分の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと会社が認めたときには、会社は、その影響の程度に応じ保険金の全額を支払いまたはその金額を削減して支払います。
- ⑤ 被保険者の生死が明らかでない場合でも、会社が死亡したものと認めたときには、会社は、保険金を支払います。

第6条（保険金の請求手続、支払の期限および支払の場所）

- ① 死亡保険金受取人は、保険金の支払事由が生じたときには、すみやかに必要書類（別表3）を提出して、保険金を請求してください。
- ② 保険金の支払の期限および支払の場所については、主約款の規定を準用します。

第7条（重大事由による解除）

- ① 次の各号のいずれかの事由がある場合には、会社は、将来に向かってこの特約（終身保障移行日以後は終身保障移行部分。以下、本条において同じとします。）を解除することができます。
 - (1) 契約者または死亡保険金受取人が、この特約の死亡保険金（他の保険契約の死亡保険金を含み、保険種類および保険金の名称の如何を問いません。）を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 - (2) 契約者、被保険者または死亡保険金受取人が、この特約の災害死亡保険金を詐取する目的または他人に詐取させる目的で、事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 - (3) この特約の保険金の請求に関し、死亡保険金受取人の詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合
 - (4) 主契約の契約者、主契約の被保険者または主契約の保険金受取人（終身保障移行日以後は、それぞれ、契約者、被保険者または死亡保険金受取人として。以下、本条において同じとします。）が、次の(ア)から(オ)のいずれかに該当する場合
 - (ア) 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日の翌日からその日を含めて5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - (イ) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - (ウ) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - (エ) 主契約の契約者または主契約の保険金受取人が法人のときは、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - (オ) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 - (5) 主契約、主契約に付加されている他の特約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、または主契約の契約者、主契約の被保険者もしくは主契約の保険金受取人が他の保険者との間で締結した保険契約（共済契約を含みます。）が重大事由により解除されるなどにより、会社の主契約の契約者、主契約の被保険者または主契約の保険金受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない第(1)号から第(4)号に定める事由と同等の事由がある場合
- ② 会社は、被保険者が死亡した後でも、第①項の規定によりこの特約を解除することができます。
- ③ 第②項の場合、会社は、次の各号に定めるとおり取り扱います。
 - (1) 第①項第(1)号から第(5)号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由について保険金を

支払いません。もし、すでにその保険金を支払っていたときは、その返還を請求します。

- (2) 第①項第(4)号のみに該当した場合で、第①項第(4)号(ア)から(ウ)に該当したのが死亡保険金受取人のみであり、その死亡保険金受取人が保険金の一部の受取人であるときは、第(1)号の規定にかかわらず、第①項第(4)号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由についてその死亡保険金受取人が受け取るべき金額を支払わず、その金額を除いた残額を他の死亡保険金受取人に支払います。この場合、支払わない部分の積立金を第12条（払いもどし金）第①項第(2)号の規定により契約者に支払います。もし、すでにその死亡保険金受取人に保険金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- ④ 会社は、本条によるこの特約の解除を、主契約の契約者に対する通知によって行います。ただし、主契約の契約者の住所が不明である場合など、正当な事由によって主契約の契約者に通知できないときは、主契約の死亡保険金受取人（終身保障移行日以後は死亡保険金受取人）または主契約の被保険者に通知します。

第8条（特約の消滅）

次の各号のいずれかの事由が生じた場合には、この特約は、その事由が生じた時に消滅します。

- (1) 主契約が満期保険金の支払以外の事由により消滅したとき
- (2) 主契約に年金支払特約が付加されたとき
- (3) 主約款の規定により主契約の契約者または主契約の満期保険金受取人が変更された場合で、主契約の契約者と主契約の満期保険金受取人が同一人でなくなったとき

第9条（特約の解約）

主契約の契約者は、主契約の保険期間満了前に限り、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。この場合、必要書類（別表3）を提出してください。

第10条（終身保障移行部分の解約）

契約者は、いつでも将来に向かって、終身保障移行部分を解約することができます。この場合、必要書類（別表3）を提出してください。

第11条（積立金の一部取崩）

- ① 契約者は、必要書類（別表3）を提出して、積立金の一部取崩（以下「一部取崩」といいます。）を請求することができます。ただし、一部取崩後の積立金額が会社の定める金額未満のときには、会社は、一部取崩を取り扱いません。
- ② 一部取崩が行われた部分は、解約されたものとして取り扱います。

第12条（払いもどし金）

- ① 終身保障移行部分の払いもどし金は、次の各号に定めるとおりです。

払いもどし事由	払いもどし金額	受取人
(1) 被保険者の死亡が死亡保険金の免責事由に該当し、終身保障移行部分が消滅したとき (第5条)	終身保障移行日からの経過した年 数によって計算した積立金額	契 約 者
(2) 終身保障移行部分が解除されたとき (第7条)		
(3) 終身保障移行部分が解約されたとき (第10条)		
(4) 終身保障移行部分の積立金の一部 が取り崩されたとき (第11条)		
第(1)号の場合、被保険者の死亡が契約者の故意によるときには、会社は、積立金を払いもどしません。		

- ② 第8条（特約の消滅）の規定によりこの特約が消滅する場合および第9条（特約の解約）の規定によりこの特約が解約される場合は、この特約に対する払いもどし金はありません。
- ③ 会社は、払いもどし金を、必要書類（別表3）が会社に着いた日の翌日からその日を含めて5営業日以内に会社の本店で支払います。

第13条（契約者配当金）

この特約に対する契約者配当金はありません。

第14条（主約款の規定の準用）

この特約に別段の定めのない事項は、主約款の規定を準用します。

（2026年10月制定）

別表 1

対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、表 1 によって定義づけられる急激かつ偶発的な外来の事故（ただし、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症またはその症状が増悪したときには、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故とみなしません。）で、かつ、平成27年 2 月13日総務省告示第35号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 ICD－10（2013年版）準拠」に記載された分類のうち表 2 に定めるものをいいます（ただし、表 2 の「除外するもの」欄にあるものを除きます。）。

表 1 急激、偶発、外来の定義

用語	定義
1. 急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。（慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。）
2. 偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。（被保険者の故意にもとづくものは該当しません。）
3. 外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。（疾病や疾病に起因するもの等身体の内部に原因があるものは該当しません。）

表2 対象となる不慮の事故の分類項目（基本分類コード）

分類項目（基本分類コード）	除外するもの
1. 交通事故（V01～V99）	
2. 不慮の損傷のその他の外因（W00～X59）	・ 飢餓・ 渴
・ 転倒・ 転落・ 墜落（W00～W19）	
・ 生物によらない機械的な力への曝露（W20～W49）（注1）	・ 騒音への曝露（W42） ・ 振動への曝露（W43）
・ 生物による機械的な力への曝露（W50～W64）	
・ 不慮の溺死及び溺水（W65～W74）	
・ その他の不慮の窒息（W75～W84）	・ 疾病による呼吸障害、嚥下障害、精神神経障害の状態にある者の次の誤えん＜嚥＞＜吸引＞ 胃内容物の誤えん＜嚥＞＜吸引＞（W78） 気道閉塞を生じた食物の誤えん＜嚥＞＜吸引＞（W79） 気道閉塞を生じたその他の物体の誤えん＜嚥＞＜吸引＞（W80）
・ 電流、放射線並びに極端な気温及び気圧への曝露（W85～W99）	・ 高圧、低圧及び気圧の変化への曝露（W94）（高山病等）
・ 煙、火及び火炎への曝露（X00～X09）	
・ 熱及び高温物質との接触（X10～X19）	
・ 有毒動植物との接触（X20～X29）	
・ 自然の力への曝露（X30～X39）	・ 自然の過度の高温への曝露（X30）中の気象条件によるもの（熱中症、日射病、熱射病等）
・ 有害物質による不慮の中毒及び有害物質への曝露（X40～X49）（注2）（注3）	・ 疾病の診断、治療を目的としたもの
・ 無理ながんばり、旅行及び欠乏状態（X50～X57）	・ 無理ながんばり及び激しい運動又は反復性の運動（X50）中の過度の肉体行使、レクリエーション、その他の活動における過度の運動 ・ 旅行及び移動（X51）（乗り物酔い等） ・ 無重力環境への長期滞在（X52）
・ その他及び詳細不明の要因への不慮の曝露（X58～X59）	

分類項目（基本分類コード）		
	除外するもの	
3. 加害にもとづく傷害及び死亡（X85～Y09）		
4. 法的介入及び戦争行為（Y35～Y36）	・ 合法的処刑（Y35. 5）	
5. 内科的及び外科的ケアの合併症（Y40～Y84）	・ 疾病の診断、治療を目的としたもの	
・ 治療上の使用により有害作用を引き起こした薬物、薬剤及び生物学的製剤（Y40～Y59）によるもの（注3）		
・ 外科的及び内科的ケア時における患者に対する医療事故（Y60～Y69）		
・ 治療及び診断に用いて副反応を起こした医療用器具（Y70～Y82）によるもの		
・ 患者の異常反応又は後発合併症を生じた外科的及びその他の医学的処置で、処置時には事故の記載がないもの（Y83～Y84）		

（注1）「^{ばくろ}曝露」とは、その環境にさらされることをいいます。

（注2）洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎ならびにサルモネラ性食中毒、細菌性食中毒（ブドウ球菌性、ボツリヌス菌性、その他および詳細不明の細菌性食中毒）およびアレルギー性・食事性・中毒性の胃腸炎、大腸炎は含まれません。

（注3）外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎等は含まれません。

別表 2

対象となる感染症

対象となる感染症とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中次のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 ICD-10（2013年版）準拠」によるものとします。	
分 類 項 目	分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢 ^{せきり}	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎＜ポリオ＞ ^{かいほくずいえん}	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミヤ・コンゴ＜Crimean-Congo＞出血熱	A98.0
マールブルグ＜Marburg＞ウイルス病	A98.3
エボラ＜Ebola＞ウイルス病	A98.4
痘瘡 ^{とうそう}	B03
重症急性呼吸器症候群〔SARS〕（ただし、病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限り。）	U04
（注） 新型コロナウイルス感染症（2020年7月3日時点の世界保健機関「疾病及び関連保健問題の国際統計分類第10回改訂（ICD-10）」におけるコードU07.1（コロナウイルス感染症2019、ウイルスが同定されたもの）をいいます。）は、同感染症が次のいずれかに該当する期間中に、被保険者等が死亡した場合、高度障害状態になった場合または条件付保険特約等が付加された保険契約（特約を含みます。）の支払事由等に該当した場合に限り、「対象となる感染症」に含めるものとします。 (1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症予防法」といいます。）第6条第2項、第3項または第4項に感染性の疾病として掲げられていること (2) 感染症予防法第6条第7項第3号に掲げる感染性の疾病に該当していること (3) 感染症予防法第6条第8項に基づき政令により指定感染症として定められていること	

別表3

請 求 書 類

項 目		必 要 書 類
1	死亡保険金 災害死亡保険金 (第5条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 医師の死亡診断書または検案書（ただし、会社が必要と認めた場合は会社所定の様式による医師の死亡証明書） (3) 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (4) 死亡保険金受取人の戸籍抄本 (5) 死亡保険金受取人の印鑑証明書 (6) 災害保障付終身保障証書 (7) 災害死亡保険金の場合、不慮の事故であることを証する書類
2	特約の解約 (第9条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 主契約の契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
3	終身保障移行部分の 解約 (第10条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑証明書 (3) 災害保障付終身保障証書
4	積立金の一部取崩 (第11条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑証明書 (3) 災害保障付終身保障証書
5	払いもどし金 (第12条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑証明書 (3) 災害保障付終身保障証書
会社は、上記の書類以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部を省略することまたは上記の書類の提出以外の会社の定める方法による請求を認めることがあります。		

指定代理請求特約

（この特約の主な内容）

この特約は、主たる保険契約の被保険者が受取人となる保険金等の支払事由が生じた場合で、保険金等の受取人が保険金等を請求できない会社所定の事情があるときに、あらかじめ指定された指定代理請求人が保険金等の受取人の代理人として保険金等の請求を可能とすることを主な内容とするものです。

第1条（特約の締結）

この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の締結の際または主契約の締結後、保険契約者（以下「契約者」といいます。）の申出によって、主契約の被保険者の同意および会社の承諾を得て、主契約に付加して締結します。

第2条（特約の対象となる保険金等）

主契約および主契約に付加されている特約（以下「各特約」といいます。）において、主契約の被保険者が受取人となる保険金、給付金、年金、その他これらに準じる保険給付および主契約の被保険者と契約者が同一人である場合の保険料の払込免除（以下「保険金等」といいます。）をこの特約による代理請求の対象とします。ただし、すえ置かれた保険金等を除きます。

第3条（指定代理請求人の指定）

この特約を付加した場合、契約者は、主契約の被保険者の同意を得て、あらかじめ次の各号の範囲内で1人の者を指定してください。（本条により指定された者を、以下「指定代理請求人」といいます。）

(1) 次の(ア)から(ウ)の範囲内の者

- (ア) 主契約の被保険者の戸籍上の配偶者
- (イ) 主契約の被保険者の直系血族
- (ウ) 主契約の被保険者の3親等内の親族

(2) 第(1)号のほか、次の(ア)から(エ)の範囲内の者で、保険金等の受取人のために保険金等を請求すべき適当な関係があると会社が認めた者

- (ア) 主契約の被保険者と同居または主契約の被保険者と生計を一にしている者
- (イ) 主契約の被保険者の財産管理を行っている者
- (ウ) 主契約の死亡保険金受取人
- (エ) その他前(ア)および(イ)に掲げる者と同等の関係にある者

第4条（指定代理請求人による保険金等の請求）

- ① 第2条（特約の対象となる保険金等）に定める保険金等を保険金等の受取人が請求できない次の各号に定める事情があるときは、第3条（指定代理請求人の指定）で指定した指定代理請求人が、必要書類（別表）およびその事情の存在を証明する書類を提出して、保険金等の受取人の代理人として保険金等の請求をすることができます。

- (1) 保険金等の請求を行う意思表示が困難であると会社が認めた場合
- (2) 傷病名の告知を受けない蓋然性が高いと会社が認める傷病名について告知を受けていないため支払事由に該当する保険金等の請求ができない場合
- (3) その他第(1)号または第(2)号に準じる状態であると会社が認めた場合

- ② 指定代理請求人が第①項の請求を行う場合、指定代理請求人は請求時において第3条（指定代理請求人の指定）各号に定める範囲内であることを要します。ただし、指定代理請求人

としての要件を満たさない場合または指定代理請求人が指定されていない場合には、主契約の死亡保険金受取人が指定代理請求人として、保険金等を請求することができることとします。

- ③ 第①項または第②項の規定により、会社が保険金等を指定代理請求人に支払った場合には、その後重複してその保険金等の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- ④ 本条の規定にかかわらず、故意に保険金等の支払事由（保険料の払込免除の事由を含みます。以下同じとします。）を生じさせた者または故意に保険金等の受取人を第①項各号に定める状態に該当させた者は、指定代理請求人としての取扱を受けることができません。
- ⑤ 第①項の請求を受けた場合、会社が必要と認めたときは、事実の確認を行い、また、会社指定の医師の診断を受けてもらうことがあります。
- ⑥ 第⑤項の事実の確認に際し、指定代理請求人が、会社からの事実の照会について正当な理由がなく回答または同意を拒んだときは、その回答または同意を得て事実の確認が終るまで保険金等を支払わず、また保険料の払込を免除しません。会社が指定した医師による主契約の被保険者の診断を求めたときも、同様とします。

第5条（指定代理請求人の変更および指定の撤回）

契約者は、必要書類（別表）を提出し、主契約の被保険者の同意を得て、指定代理請求人を変更し、または指定代理請求人の指定を撤回することができます。

第6条（告知義務違反による解除等の通知）

主契約にこの特約が付加されている場合、主契約または各特約の告知義務違反による解除および重大事由による解除について、契約者の住所の不明その他の正当な事由によって契約者に通知できないときは、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）または各特約の特約条項に定める通知先のほか、指定代理請求人に通知することがあります。

第7条（特約の解約）

この特約のみの解約は、取り扱いません。

第8条（保険金等の受取人が法人に変更される場合の取扱）

主約款および各特約の特約条項の規定により、保険金等の受取人が主契約の被保険者から法人へ変更される場合には、指定代理請求人の指定は撤回されるものとします。

第9条（主約款および各特約の特約条項に定める保険金等の代理請求の取扱）

この特約を付加した場合、保険金等の代理請求については、この特約条項に定めるところにより取り扱います。この場合、主約款および各特約の特約条項の規定による保険金等の代理請求は取り扱いません。

第10条（主約款および各特約の特約条項に定める給付金の法定相続人の代表者による請求の取扱）

この特約を付加した場合で、主約款または各特約の特約条項に主契約の被保険者が死亡した場合の給付金の法定相続人の代表者による請求の取扱に関する規定があるときは、主契約の被保険者の法定相続人のうち、主契約の死亡保険金受取人等がない場合に代理請求人を法定相続人の代表者として取り扱う規定は適用しません。この場合、主契約の被保険者の法定相続人であるこの特約において指定された指定代理請求人がいるときは、指定代理請求人を法定相続人の代表者として取り扱うものとします。

第11条（主約款および各特約の特約条項の規定の準用）

この特約に別段の定めのない事項は、その性質が許されないものを除き主約款および各特約の特約条項の規定を準用します。

第12条（特約の更新）

主約款の規定により主たる保険契約が更新されるときは、この特約も更新されます。

第13条（主契約に年金支払特約または年金払移行特約が付加されている場合の特則）

次の各号に定める場合は、第4条（指定代理請求人による保険金等の請求）第②項中、「主契約の死亡保険金受取人」を「主契約の被保険者の戸籍上の配偶者」と読み替えて適用します。

- (1) 主契約に年金支払特約が付加され、年金支払特約の年金の支払が開始した場合
- (2) 主契約に年金払移行特約が付加され、主契約の全部が年金払に移行した場合

(2026年10月制定)

別表**請 求 書 類**

項 目		必 要 書 類
1	指定代理請求人による 保険金等の請求 (第4条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 主契約の被保険者の戸籍抄本 (4) 指定代理請求人の戸籍抄本、住民票および印鑑証明書 (5) 主契約の被保険者または指定代理請求人の健康保険被保険者証の写し (6) 指定代理請求人が主契約の被保険者の財産管理を行っている者であるときは、契約書および財産管理状況の報告書の写しなどその事実を証する書類 (7) 保険証券
2	指定代理請求人の変更 および指定の撤回 (第5条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
会社は、上記の書類以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部を省略すること または上記の書類の提出以外の会社の定める方法による請求を認めることがあります。		

[illegible]

[illegible]

[illegible]

諸利率および お取り扱いの範囲

「諸利率およびお取り扱いの範囲」は、ご契約に適用される諸利率、および、本冊子作成年月現在のお取り扱いの範囲の一部を一覧形式にて記載しています。

諸利率およびお取り扱いの範囲

(1) 諸利率

- ご契約に適用される諸利率には以下のような項目があり、金利水準等の状況変化等により今後変更することがあります。
- 実際のお手続きの際には、その時点で当社が定めている利率が適用されます。
- 具体的な利率については、当社の職員または大樹生命お客さまサービスセンターにおたずねください。また、大樹生命ホームページ（<https://www.taiju-life.co.jp/>）の「諸利率のお知らせ」でもご確認ください。

無配当一時払生存給付金付特殊養老保険

条項	項目
第3条第④項	生存給付金のすえ置き利率
別表1 市場価格調整率	j および r（市場価格調整率を算出する際に用いる率）

(2) お取り扱いの範囲

- 以下のお取り扱いの範囲は、今後変更することがあります。また、お取り扱いの範囲は「ご契約のしおり」でご説明しているものもございますので、あわせてご覧ください。
- 実際のお手続きの際には、その時点で当社が定めているお取り扱いの範囲が適用されます。

無配当一時払生存給付金付特殊養老保険

条項	項目	お取り扱いの範囲
第15条第①項	減額後の最低保険金額	100万円

※契約日からその日を含めて1年を経過していないご契約は、お取り扱いの範囲が異なります。

特約

特約名	条項	項目	お取り扱いの範囲
災害保障付終身保障 移行特約	第11条第① 項	一部取崩後の最低積立金額	50万円

[illegible]

[illegible]

[illegible]

＜生命保険に関するお問い合わせ先＞

大樹生命お客さまサービスセンター

フリーダイヤル 0120-318-766

平日 9:00 ～ 18:00（土・日・祝日・年末年始を除く）

生命保険に関するお手続きやご相談を承っています。

「必要書類」やもよりの営業部につきましても、こちらへお問い合わせください。

- ・この商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。
- ・一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXはお取り扱いしていません。）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。

生命保険相談所

〒100-0005 千代田区丸の内3-4-1 新国際ビル3階（生命保険協会内）

TEL 03 - 3286 - 2648

ホームページアドレス (<https://www.seiho.or.jp/>)

- ・生命保険相談所が苦情の申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

■ ご契約に関するご相談については

大樹生命お客さまサービスセンター

フリーダイヤル **0120-318-766**

受付時間 平日 9:00～18:00(土・日・祝日・年末年始を除く)

大樹生命ホームページ

<https://www.taiju-life.co.jp/>